

資料 NO. 22

# 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

（審議会答申（案））

## 目次

### 第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	1-1
第2節 計画の性格と位置付け	1-4
第3節 計画目標年度	1-6

### 第2章 ごみの減量・資源化及び処理の現状と課題

第1節 八尾市の概況	2-1
第2節 ごみ処理システムの現状	2-3
(1) ごみ処理システムの概要	2-3
(2) 収集・運搬の現状	2-5
(3) 焼却・破砕処理、最終処分の現状と動向	2-8
第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量の可能性	2-10
(1) ごみ排出量の動向	2-10
(2) 家庭系ごみの減量の可能性	2-11
(3) 事業系ごみの減量の可能性	2-13
第4節 ごみの減量・資源化等の取り組み	2-14
(1) ごみの減量・資源化等の取り組み	2-14
(2) 資源化量の動向	2-15
(3) 分別排出率	2-16
第5節 ごみ排出量、資源化量の他都市との比較	2-17
第6節 ごみ処理経費	2-18
第7節 清掃事業関係に係る体制	2-19
第8節 計画策定に向けての課題	2-21
(1) 前計画の目標達成状況	2-21
(2) 計画策定に向けての重点課題	2-22

### 第3章 基本構想

第1節 基本理念	3-1
第2節 基本方針	3-3
(1) パートナーシップの構築	3-3
(2) 持続的に発展可能なシステムへの転換	3-3
(3) 循環型システムの構築	3-3
(4) 事業系ごみの減量・資源化施策の推進	3-4
(5) 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進	3-4
(6) 安全・安心なごみ処理の推進	3-4
第3節 市民・事業者・行政の責務	3-5

(1) 市民の責務	3-5
(2) 事業者の責務	3-5
(3) 行政の責務	3-5

#### 第4章 減量目標等計画フレーム

第1節 ごみの排出量の動向	4-1
第2節 減量目標等計画フレームの設定	4-3
(1) ごみの発生と発生抑制・再使用、資源化によるごみ減量・ごみ処理の流れ	4-3
(2) 将来のごみ発生量の予測	4-6
(3) 減量目標等計画フレーム設定における課題	4-7
(4) 減量目標等計画フレームの設定	4-8
(5) 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム	4-13

#### 第5章 目標を達成するための基本施策

第1節 パートナーシップの構築	5-3
(1) 市民、事業者及び行政等の相互理解と協力体制の構築	5-3
(2) ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実	5-3
(3) 自治体間の連携・協力による施策の推進	5-4
(4) 全庁的な取り組みの推進	5-5
第2節 持続的に発展可能なシステムへの転換	5-6
(1) ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及	5-6
(2) 資源を有効活用する事業活動の促進	5-6
(3) 店頭等における資源回収の促進	5-7
(4) 再生紙等の再生品の利用拡大	5-7
第3節 循環型システムの構築	5-8
(1) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進	5-8
(2) 循環型システム構築に向けた家庭系ごみの有料制の導入	5-10
第4節 事業系ごみの減量・資源化施策の推進	5-11
(1) 排出者責任の定着	5-11
(2) 事業者に対する減量指導の強化	5-11
(3) 展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施	5-12
(4) 食品廃棄物の資源化の促進	5-12
第5節 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進	5-13
(1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進	5-13
(2) 生ごみ減量・資源化の推進	5-14
(3) レジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透	5-16
(4) 分別収集の拡充	5-16
第6節 安全・安心なごみ処理の推進	5-17

(1) 資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制等の確立··	5-17
(2) 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立··········	5-19
(3) 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化····	5-19
(4) 次期焼却施設の方向性についての調査研究··········	5-20
(5) 最終処分場の安定的な確保··········	5-20
(6) 不適正処理の防止··········	5-20
(7) 災害時における廃棄物処理対策の充実··········	5-21

<b>第6章 計画推進のために··········</b>	<b>6-1</b>
-------------------------------	------------

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

平成15年9月に策定した「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「前計画」という。）は、策定後8年が経過しました。

この間、本市では、八尾市立リサイクルセンターを整備し、環境学習の拠点としての八尾市立リサイクルセンター学習プラザを開設するとともに、一般廃棄物（※）のうち、家庭系ごみの8種分別を全市域で実施しました。また、事業系ごみに関しましては、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を導入するなど、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））（※）の推進を図り、循環型社会（※）の構築に向けた取り組みを推進してきました。

また、国においては、循環型社会の構築に向けて法制度等の基盤整備を推進するとともに、産学官の連携による地球温暖化防止対策が図られてきました。

これらの取り組みに加え、「もったいない」の言葉に代表されるように市民や事業者におけるごみ減量意識の浸透もあり、本市のごみ排出量は近年減少傾向を示しています。

しかし、本市が直面する重要な課題として、平成33年度に事業が終了する予定である大阪湾フェニックス計画が継続され、将来にわたって最終処分場が安定的に確保されることや、これまで大阪市との共同処理で進めてきたごみの焼却処理について、大阪市におけるごみ焼却場の整備・配置計画の検討に伴い、本市におけるごみの焼却処理のあり方について考えていく必要があります。

このように、本市を取り巻く状況が変化していく中で、平成32年度を目標年度として新しく策定された八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」との整合性を図り、低炭素社会（※）の実現にも資する循環型社会の構築を目指し、今後のごみ減量化やごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となる新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定しました。

### 3Rとは

「3R」とは**発生抑制（リデュース（Reduce））・再使用（リユース（Reuse））・再生利用（リサイクル（Recycle））**をさします。これは、環境問題を考えていく上で、ごみと資源に関わる問題を解決する“キーワード”といわれています。

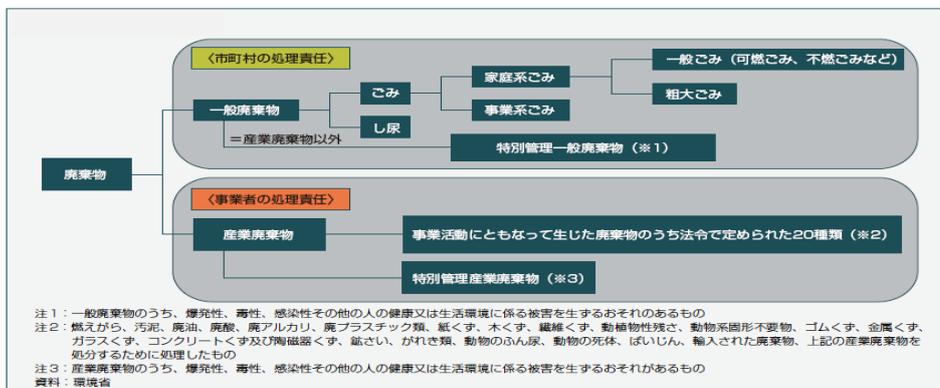
なお、「3R」に**いらぬものは買わない（リフューズ（Refuse））**を加えた「4R」という考え方もあります。



## コラム

### 一般廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条で規定されている産業廃棄物を除く廃棄物です。本計画は、このうちし尿を除く、市内から発生する一般廃棄物を対象とする計画です。

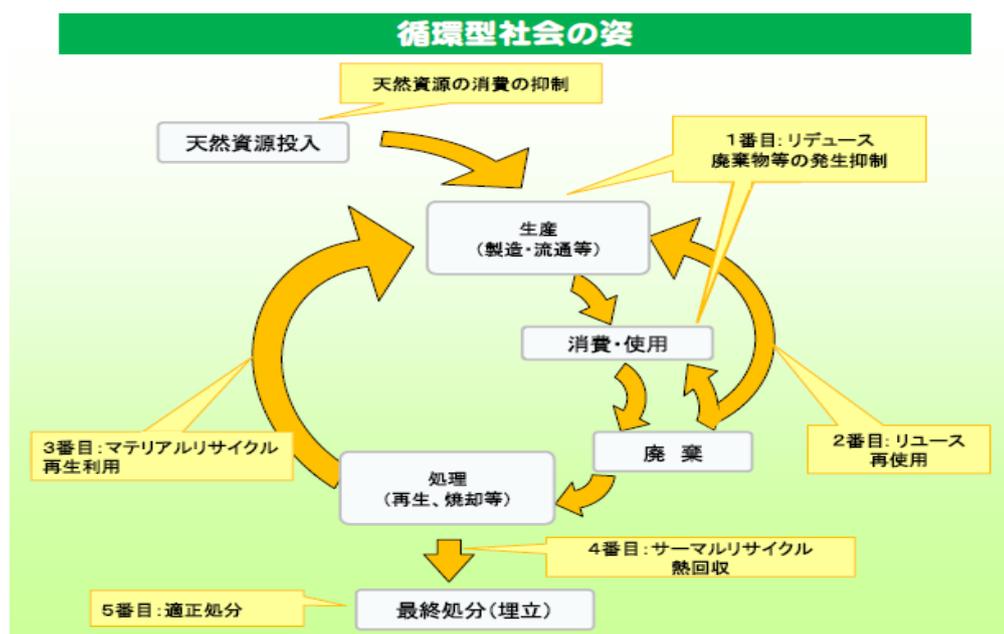


出典：環境白書(平成22年度版)

## コラム

### 循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制（リデュース・リユース）し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用（リサイクル）し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。



出典：環境省ホームページ

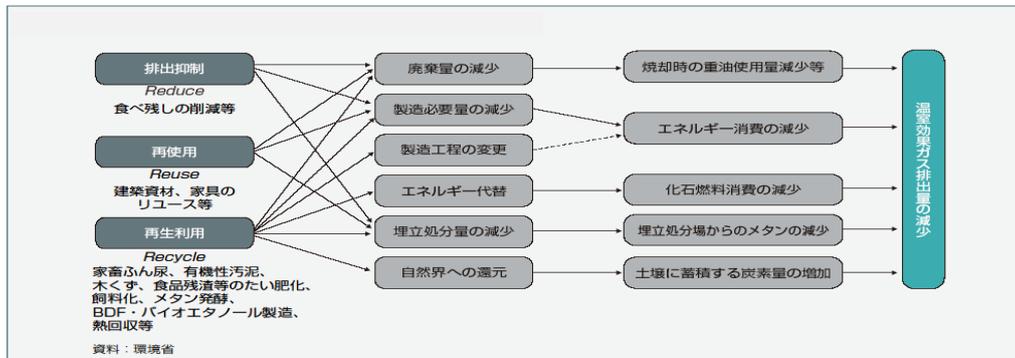
## コラム

### 低炭素社会の実現とは

「低炭素社会」とは、環境・エネルギー技術を生かした製品等の生産及び普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造、社会システム及び生活様式の変革等により、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化並びに地球温暖化に対する適応（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）が行われ、創造的で活力のある持続的な発展が可能となる社会をいいます。

出典：低炭素社会づくり推進基本法案

参考図 1 - 1 ごみ排出量の削減と温室効果ガス排出量の関係

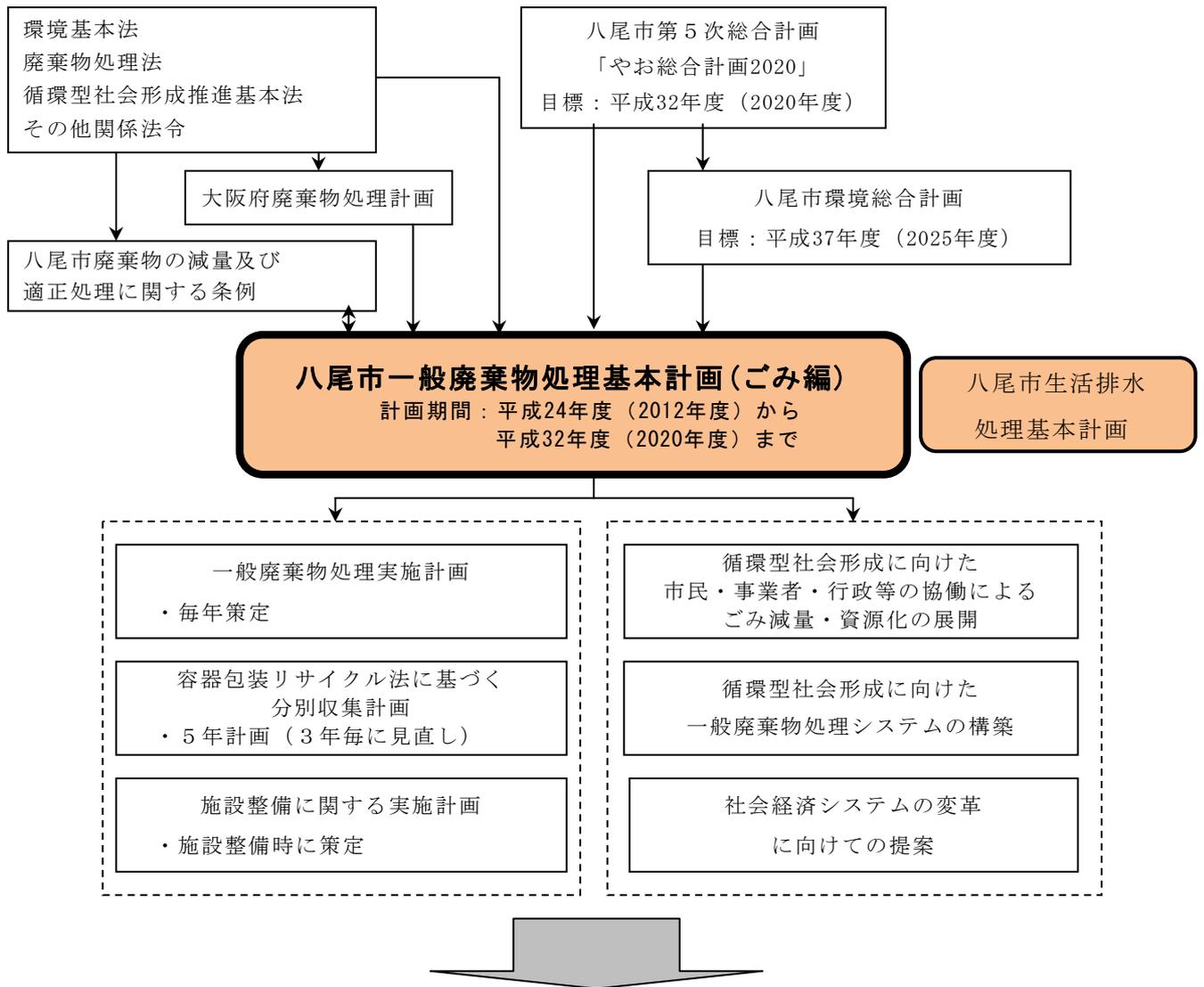


出典：環境白書(平成22年度版)

## 第2節 計画の性格と位置付け

- ① 本計画は、本市がめざす将来都市像とそれを実現するための方向性を定めた八尾市第5次総合計画「やお総合計画 2020」、環境部門の総合的計画である「八尾市環境総合計画」の一般廃棄物部門（し尿・生活排水を除いたごみ関係）の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保ちつつ、今後のごみの発生抑制、資源化の推進、適正な処理に関して、ごみ処理行政全般に係る基本方針を定めたものです。
- ② 本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- ③ 本計画は、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」と相互に補完しあいながら、ごみの発生抑制、資源化の推進、適正な処理を実現していくものです。また、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法等との整合性を保ちます。
- ④ 本計画は、前計画の基本理念である「環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち」を継承し、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』」を目指して、市民・事業者・行政等の協働によるごみ減量・資源化の展開、一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を内外に向けて発信していく指針となるものです。

図 1-1 計画の性格と位置付け



**<基本理念>**

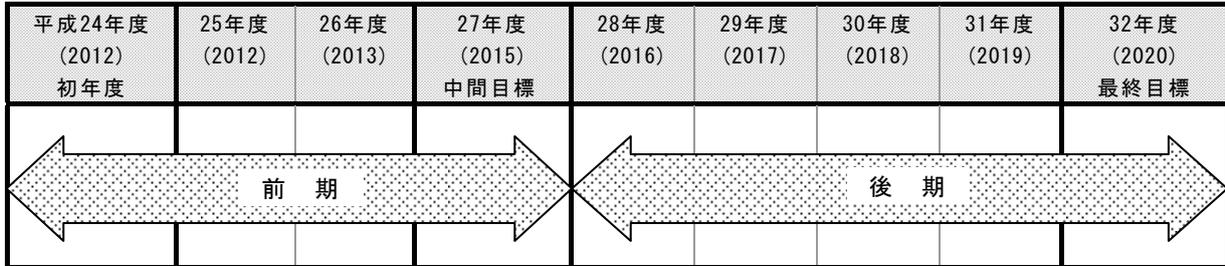
**みんなで作る環境にやさしい循環型都市『やお』**

～ごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、  
資源が循環するまちを目指して～

### 第3節 計画目標年度

平成24年度（2012年度）を初年度とし、9年後の平成32年度（2020年度）を最終目標年度とします。平成27年度（2015年度）を中間目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢が大きく変化したり、廃棄物の適正処理、資源化に関する法律・諸制度が改正された場合など、必要に応じて計画を見直します。

図1-2 計画の目標年度



〈参考1〉 八尾市第5次総合計画概要（一般廃棄物に関する計画等の抜粋）

#### 基本構想

策定年月：平成23年2月

計画期間：平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

将来像：『元気をつなぐまち、新しい河内の八尾』

基本目標：目標1 誰もが安全で安心して住み続けられる八尾

目標2 子どもや若い世代の未来が広がる八尾

目標3 まちの魅力を高め、発信する八尾

目標4 職住近在のにぎわいのある八尾

目標5 環境を意識した暮らしやすい八尾

目標6 みんなでつくる八尾

想定人口：約26万人（転出と転入が均衡する場合）

#### 前期基本計画（目標別計画）（平成23年～平成27年）

施策4-6 資源循環への取り組み

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

主な取り組み：・ごみの発生抑制、再使用および資源の再生利用を図るため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。

(2) 効率的なごみ収集体制の構築

主な取り組み：・ごみの排出動向に的確に対応するため、効率的なごみ収集体制を構築します。

(3) 広域的な廃棄物処理の推進

主な取り組み：・広域処理や行政協力の観点から、大阪府をはじめ、他市町村と協力・連携を行います。

(4) 環境衛生施設の適正管理の推進

主な取り組み：・廃棄物の適正処理を推進するとともに、公衆衛生の維持向上に努めるため、環境衛生施設の適正管理を図ります。

(5) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

主な取り組み：・公衆衛生を維持、向上させるため、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

(6) 環境学習・教育の推進

主な取り組み：・学校や地域、リサイクルセンター学習プラザを拠点として環境学習・教育を推進します。

〈参考2〉 八尾市環境総合計画（一般廃棄物に関する計画等の抜粋）

策定年月：平成22年3月

計画期間：平成22年度（2010年度）～平成37年度（2025年度）

望ましい環境像：『緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお』

基本目標：★一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち

★市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち

★快適で安らぎのあるすみよいまち

★身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち

★個性豊かな文化とふれあえるまち

★市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

施策の展開：

§ 1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち

(2) 循環型社会の形成

1) パートナーシップの構築

2) 持続的に発展可能なシステムの転換

3) 循環型システムの構築

4) 安全・安心なごみ処理

5) 事業系ごみの減量・資源化施策

6) 家庭系ごみの減量・資源化施策

§ 3. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

(1) 環境を大切にする人づくりの推進

1) 環境教育・学習の推進、支援

2) 環境教育・活動の拠点の整備と活用

3) 環境情報の提供

# 第2章 ごみの減量・資源化及び処理の現状と課題

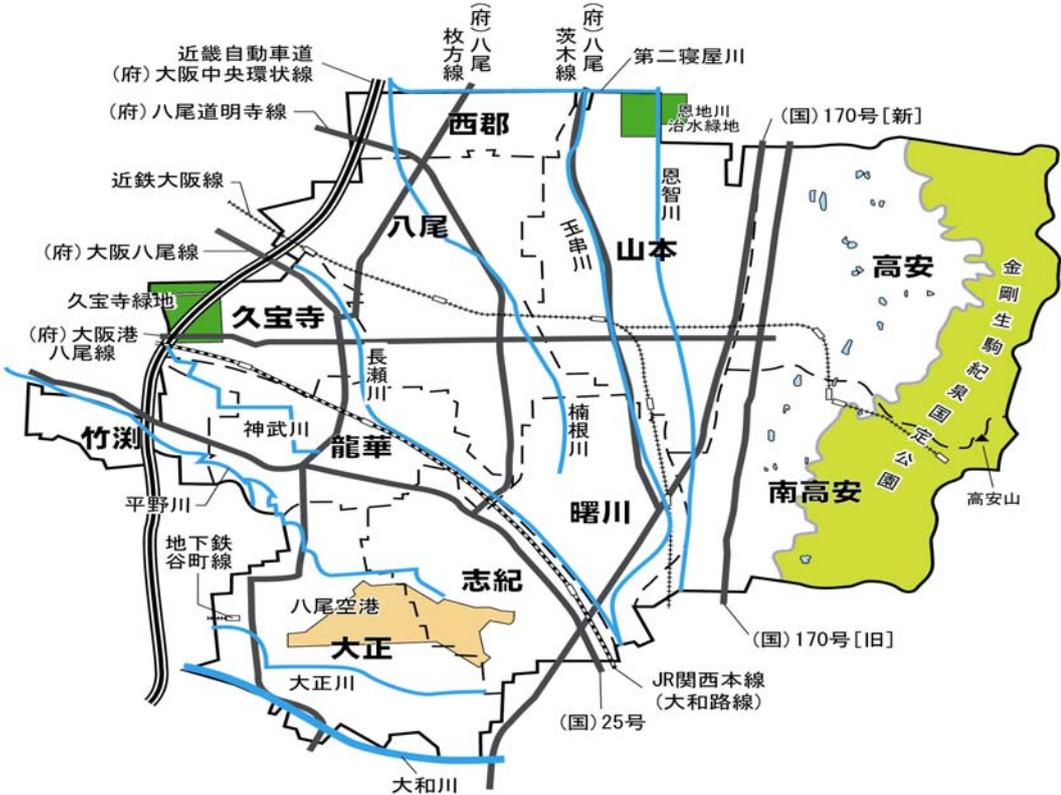
## 第1節 八尾市の概況

大阪府の東部中央に位置する八尾市は、東部に金剛生駒紀泉国定公園として指定されている高安山、信貴山を中心とした東部山麓地域があり、また、麓には農地が散在（図2-1参照）するなど、古くから産業や交通の要衝として栄えてきました。現在、本市には全国で9番目に多い約3千の製造事業所が集まる一大産業集積地になっており、「ものづくりのまち」として活力ある市勢を誇っています。本市の製造業は、業種別では金属関連の割合が最も多く、続いて機械関連、プラスチック関連、電気機械器具関連がその多くを占めています（※1）。

本市の人口は、平成3年度の約27万8千人をピークに緩やかな減少傾向を示し、平成22年度で約27万2千人となっています。一方、世帯数は毎年増加傾向を示し、平成22年度で11万9千世帯となっています。八尾市の人口は長期的には更に減少し、高齢化が進むものと予測（※2）されています。

※1：八尾市 中小企業サポートセンター ホームページから  
※2：「八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本構想」から

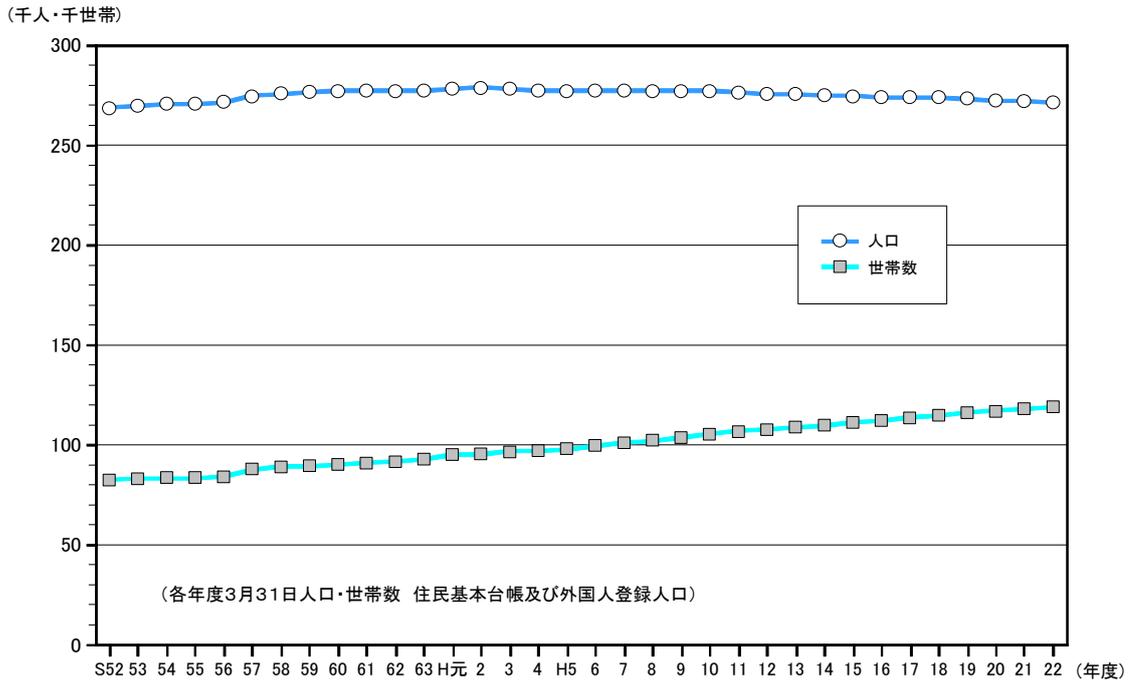
図2-1 八尾市の概要



「八尾」：出張所(又は本庁)の管轄で分けた地域の名称  
---：出張所の境界

出典：八尾市環境総合計画（改訂版）

図 2 - 2 人口・世帯数の推移



## 第2節 ごみ処理システムの現状

### (1) ごみ処理システムの概要

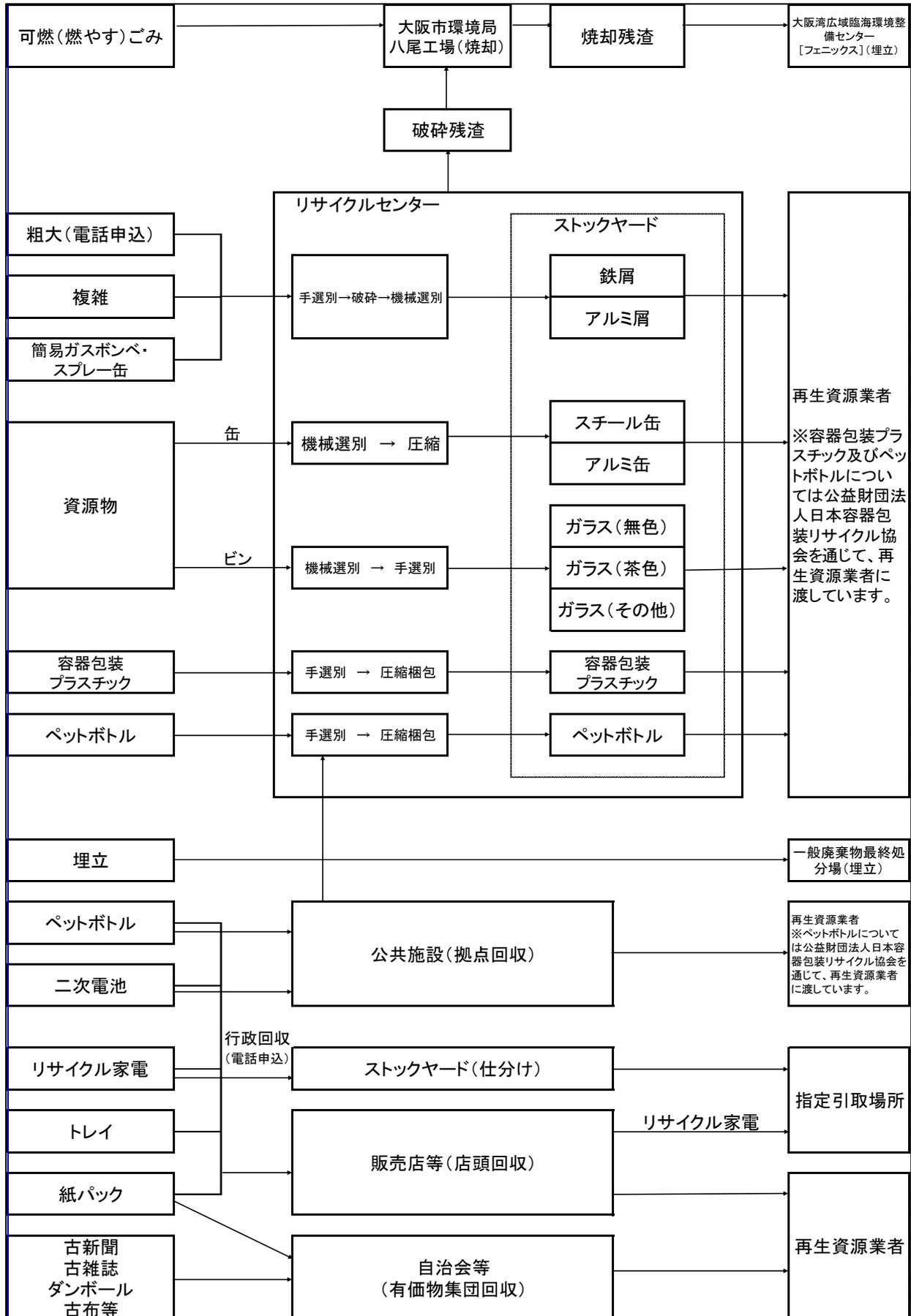
本市のごみ処理システムの概要を図2-3に示しました。

本市では、平成21年10月から家庭系ごみについては、それまでの5種分別・指定袋制から、「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」を新たに加えた8種分別・指定袋制を全市実施しました。なお、新たな分別区分の導入に先立ち、八尾市立リサイクルセンター（破碎施設、選別施設、圧縮梱包施設等）が同年3月に竣工しています。また、粗大ごみは電話申込制（無料）となっています。これらのごみの収集は直営収集で対応しています。

事業系ごみについては、家庭系ごみの5種分別の実施にあわせて、事業用指定袋（有料）による市収集及び直接持ち込みにて対応しておりましたが、平成18年6月に事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を導入しました。

可燃（燃やす）ごみの処理は、大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場（大阪市環境局八尾工場）で焼却処理し、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで処分しています。また、埋立ごみは、八尾市一般廃棄物最終処分場にて処分し、可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみ以外のごみについては、八尾市立リサイクルセンターで処理しています。

図 2-3 八尾市におけるごみの処理システムの概要



## (2) 収集・運搬の現状

### 1) ごみ収集区分と収集体制

本市では、平成6年10月から、家庭系ごみの「可燃」、「資源」、「埋立」、「複雑」、「粗大」の5種分別・指定袋制による試行を一部地域において開始し、平成8年10月には全市に拡大しました。また、ペットボトルについては、平成9年から拠点回収や販売店による自主回収で対応してきました。

さらに、平成21年4月より「簡易ガスボンベ・スプレー缶」、同年10月からは「容器包装プラスチック(※)」及び「ペットボトル」の分別収集を全市実施するとともに、分別ごみの名称を一部変更し、「化粧品びん」を「埋立ごみ」から「資源物」へ変更しました。

粗大ごみを除く本市が収集しているごみの内容と収集頻度は図2-4に示すとおりです。なお、粗大ごみは平成13年4月から、電話申込制(無料)を導入しています。その他の区分としては、リサイクル家電(義務外品)、臨時収集(引越等による一時多量ごみ)があります。

家庭用の指定袋は、ごみの排出1回1袋を基本とし、可燃袋(45ℓ)52枚、容器包装プラスチック袋(45ℓ)12枚、資源袋(35ℓ)12枚、ペットボトル(45ℓ)6枚、埋立袋(35ℓ)3枚、複雑袋(35ℓ)3枚の基本セット(半年分)を年2回、各世帯に配付(家族人数が多い世帯には、基本セットのほか、人数に応じて可燃(燃やす)ごみ袋(調整袋)及び容器包装プラスチック袋(調整袋)を配付)しています。なお、収集は直営体制で対応しています。

※本市では、多種分別化を実施するに際して、排出されるごみの質を高めるために、「その他のプラスチック製容器包装」の名称を「容器包装プラスチック」としています。

図 2-4 家庭系ごみの収集区分と内容・収集頻度（粗大ごみを除く）

## ごみの分け方・出し方 ハンドブック

### 概要版

**お知らせ** 平成 21 年 4 月より『簡易ガスボンベ・スプレー缶』を分別収集しています。また、同年 10 月からは、『容器包装プラスチック』及び『ペットボトル』を分別収集するとともに、「化粧品ビン」が「埋立ごみ」より『資源物』に変更となっています。

※『簡易ガスボンベ・スプレー缶』については、火災事故等を防ぐため、「複雑ごみ」ではなく、下記の方法にて排出して下さい。

※『資源物』は、飲みもの・缶詰の缶と飲みもの・食べもの・化粧品のビンです。小型の家電製品やフライパンなどの金属類がついたものは、「複雑ごみ」にて排出して下さい。

---

#### 可燃(燃やす)ごみ 毎週 ○・○ 曜日 朝8時30分までに!

<p><b>主な品目</b></p> <p>【ビデオ・カセットテープ】【バケツ・洗面器】</p> <p>【CD】 【革製品】 【プラスチック製品（プラマークなし）】</p> <p>【台所ごみ】 【草・小枝】 【紙おむつ】</p>	<p><b>可燃(燃やす)ごみの出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎生ごみは水をよく切りましょう。</li> <li>◎できるだけ肥料にしましょう。</li> <li>◎紙おむつ・ペットの汚物は、トイレに流して下さい。</li> <li>◎竹串は、紙に包むなど安全な工夫をして出して下さい。</li> <li>◎少量のてんぷら油は、固めるか、紙や布等に染み込ませて、出して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎生ごみ・木くず・革製品・庭の草木・ビニール製品、プラマークのないプラスチック製品など</li> <li>◎新聞・雑誌・段ボール、古着などは、地域の集団回収へ</li> <li>◎座布団・毛布等は、粗大ごみです。</li> </ul>
--	---	--

---

#### 簡易ガスボンベ・スプレー缶 毎週 ○・○ 曜日 朝8時30分までに!

<p><b>対象品目</b></p> <p>【簡易ガスボンベ】 【カセットボンベ】 【スプレー缶】</p>	<p><b>簡易ガスボンベ・スプレー缶の出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎中身の分かる袋に入れて下さい。</li> <li>◎可燃ごみの袋のわきに出して下さい。</li> <li>◎一度にまとめて出さずに、使用後にその都度出して下さい。</li> </ul> <p>※カセットボンベ・エアゾール缶を最後まで使い切ったはずなのに、まだ中身の音が出る場合は、商品に表示されているメーカーにお問い合わせ下さい。カセットボンベにメーカー名が表示されていない場合は、(社)日本ガス石油機器工業会(カセットボンベお客様センター) 0120-14-9996 までお問い合わせ下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎簡易ガスボンベ・スプレー缶は、使い切ってから、火の気のない風通しのよい安全なところで穴を開けてから出して下さい。</li> </ul>
---	---	---

---

#### 容器包装プラスチック 第○・○ 曜日 朝8時00分までに!

<p><b>主な品目</b></p> <p>【お菓子などの袋類】【食料品のトレイ・パック】【カップ類などの容器類】</p> <p>【レジ袋】【ビニール類】【ラップ・フィルム類】【卵パック等のプラスチック製容器類】</p> <p>※容器包装プラスチックは、直接指定ごみ袋に入れて下さい。いったん、レジ袋等の小袋に入れてから指定ごみ袋に入られますと、選別作業に支障がでます。</p>	<p><b>容器包装プラスチックの出し方</b></p> <p>◎プラマークがついているものです。</p> <p>◎上の識別マークが、表示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中身は使い切り、汚れは洗ってから、出して下さい。</li> <li>◎汚れや臭いが取りにくいもの(チューブ状の容器等)は、選別作業が困難なため、可燃ごみに出して下さい。</li> </ul>
---	--	---

---

#### ペットボトル 第○水曜日 朝8時30分までに!

<p><b>ペットボトルの出し方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>4</li> </ol> <p>※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出して下さい。</p>	<p>◎ペットボトルマークがついているものです。</p> <p>PET</p> <p>◎上の識別マークが、表示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎キャップ・ラベルははずして下さい。</li> <li>◎中身を出して、さっと水洗いして下さい。</li> <li>◎乾かして、つぶしてから出して下さい。</li> </ul>
--	--	---

---

#### 資源物 第○・○水曜日(3・6・9・12月のみ1回) 朝8時30分までに!

<p><b>主な品目</b></p> <p>【ジュースのビン】 【食べ物の缶詰】</p> <p>【調味料のビン】 【化粧品のビン】 【ビール・ジュースの缶】</p>	<p><b>資源物の出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ビール・お酒などのリターナブルビンは、販売店をもって行きましょう。(洗って何度も使えます。)</li> <li>◎中身は完全に使い切って、すすぎ洗いをしましょう。</li> <li>◎ふたは取って下さい。(プラスチックのふたは容器包装プラスチック、金属のふたは複雑ごみに出しましょう。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎お菓子・粉ミルク・お茶の缶は、複雑ごみです。</li> <li>◎ガラス食器は、埋立ごみです。</li> <li>◎化粧品のビンは、資源物です。</li> </ul>
--	--	---

---

#### 埋立ごみ 第○水曜日(3・6・9・12月のみ) 朝8時30分までに!

<p><b>主な品目</b></p> <p>【皿・茶わん】 【ガラス・ガラスコップ】 【植木鉢】 【使い捨てカイロ】</p>	<p><b>埋立ごみの出し方</b></p> <p>◎割れたものは、紙に包むなど安全な工夫をして下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎飲みもの・調味料のビンは、資源物です。</li> <li>◎コンクリートや鉄の塊、瓦、庭石や底土などは、収集できません。</li> </ul>
--	--	---

---

#### 複雑ごみ 第○水曜日 朝8時30分までに!

<p><b>主な品目</b></p> <p>【お菓子の缶】 【フライパン】 【傘】</p> <p>【ミルクの缶】 【ドライヤー】 【蛍光灯・管】 【乾電池】</p>	<p><b>複雑ごみの出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ライターは使い切ってください。</li> <li>◎電球・蛍光灯・体温計・包丁など危険なものは、紙に包むなど安全な工夫をして出して下さい。</li> <li>※電池は外して下さい。(充電式電池は、市又は販売店の回収ボックスへ持って行きましょう。)</li> <li>※PCリサイクルマークのついたパソコンは、メーカーが回収・リサイクルを行いますので、メーカーにお問い合わせ下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一点が袋に入らない大きさのものは、粗大ごみです。</li> <li>◎飲みもの・缶詰の缶は、資源物です。</li> </ul>
--	--	---

事業系ごみについては、平成18年6月から事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を導入しましたが、それまでは、昭和45年4月からポリ容器単位で営業用手数料を徴収し、平成8年10月からは家庭系ごみと同様に事業用指定袋（有料）で直営収集していました（ただし、平成23年度時点で、許可業者収集と直営収集は併用実施）。

## 2) 保有車両一覧

保有する車両の一覧は、表2-1のとおりです。

表2-1 保有車両一覧（平成23年4月1日現在）

車種	積載量	台数	用途	天然ガス自動車
①特殊架装車				
パッカー	2.00 t	4 5	一般収集用	2 3
	3.00 t	6	集合住宅用	2
プレスパッカー	2.00 t	7	粗大ごみ収集用	
	3.00 t	2	粗大ごみ収集用	
リレーパック	5.00 t	2	破碎ごみ運搬専用	
②無蓋トラック				
ダンプ・トラック	2.00 t	2	臨時不法投棄収集用	
	4.00 t	1	臨時不法投棄収集用	1
③重機類				
クレーン車（バケット付）		1	臨時不法投棄収集用	
④軽四輪車				
軽四輪トラック	0.35 t	1	死獣処理専用等	1
軽四輪ダンプ	0.35 t	5	細街路収集用	
軽四輪バン		6	啓発・連絡用等	1
⑤普通乗用車		1	連絡用等	
合計		7 9		2 8

### (3) 焼却・破砕処理、最終処分場の現状と動向

#### 1) 焼却・破砕処理施設、最終処分場の概要

本市の焼却・破砕処理施設等として、大阪市との行政協力協定に基づき建設された焼却工場（大阪市環境局八尾工場）、八尾市立リサイクルセンター（破砕施設、選別施設、圧縮梱包施設等）、埋立ごみのみを搬入している八尾市一般廃棄物最終処分場があります。以下に、その概要を整理しました。

表 2-2 焼却・破砕処理施設、最終処分場の概要

#### ①焼却施設

名 称	大阪市 環境局 八尾工場
所 在 地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷地面積	40,100 m <sup>2</sup>
竣 工	平成7年3月
総 工 費	約280億円
焼却能力	基準能力 600 t / 24時間

#### ②中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター
所 在 地	八尾市曙町二丁目11番地
敷地面積	7,676 m <sup>2</sup>
竣 工	平成21年3月
総 工 費	総工費30億5,431万円
施 設	○工場棟 施 設 概 要：粗大ごみ破砕施設 32 t / 日 資源ごみ選別施設 14 t / 日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日 ペットボトル圧縮梱包施設 2 t / 日 受入供給設備：ピットアンドクレーン 破 砕 機 形 式：せん断破砕式及び衝撃回転破砕式 選 別 設 備：機械選別・手選別併用 集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用
	○学習プラザ「めぐる」 主 な 機 能：展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、環境シアター、研修室、会議室 屋 上：緑地、太陽光発電パネル

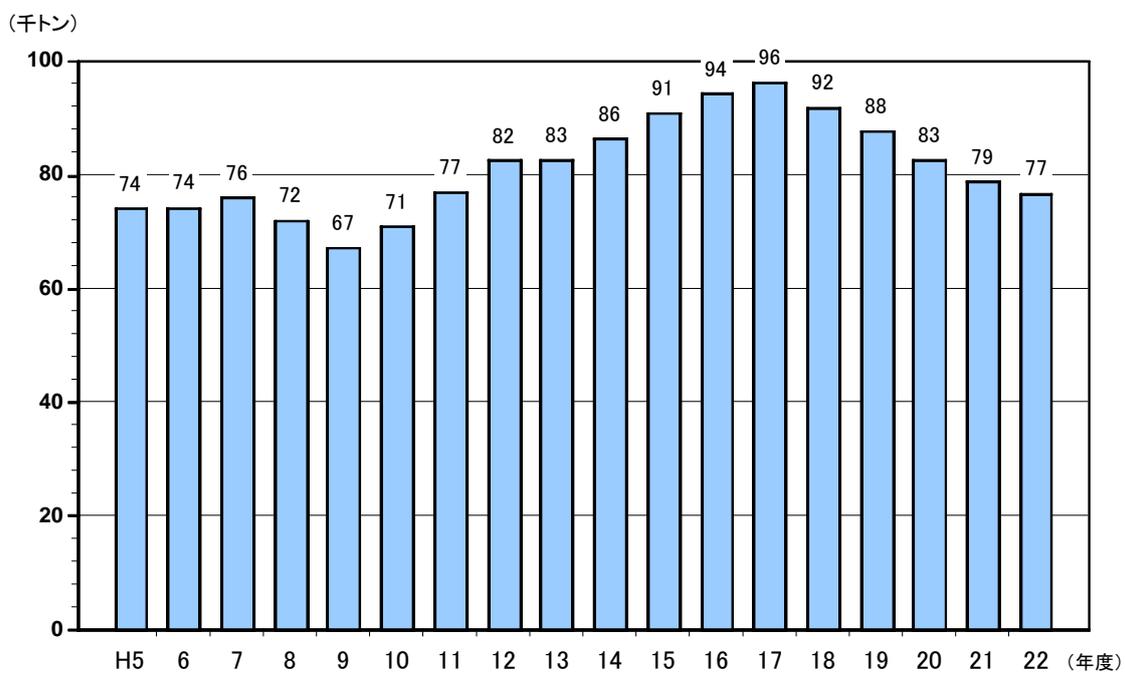
#### ③最終処分施設

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八尾市上尾町九丁目36番地
敷地面積	19,733 m <sup>2</sup>
埋立地面積	12,300 m <sup>2</sup>
全体容量	70,000 m <sup>3</sup>
残余容量	43,169 m <sup>3</sup> 平成22年度埋立量 202 m <sup>3</sup> （覆土を含む）
竣 工	平成8年3月
総 工 費	約14億8,119万6千円

## 2) 焼却処理量の動向

焼却処理量は、平成17年度まで増加の一途をたどってきましたが、平成18年度以降は減少傾向を示しており、平成22年度で約7万7千tとなっています。

図2-5 焼却処理量の推移

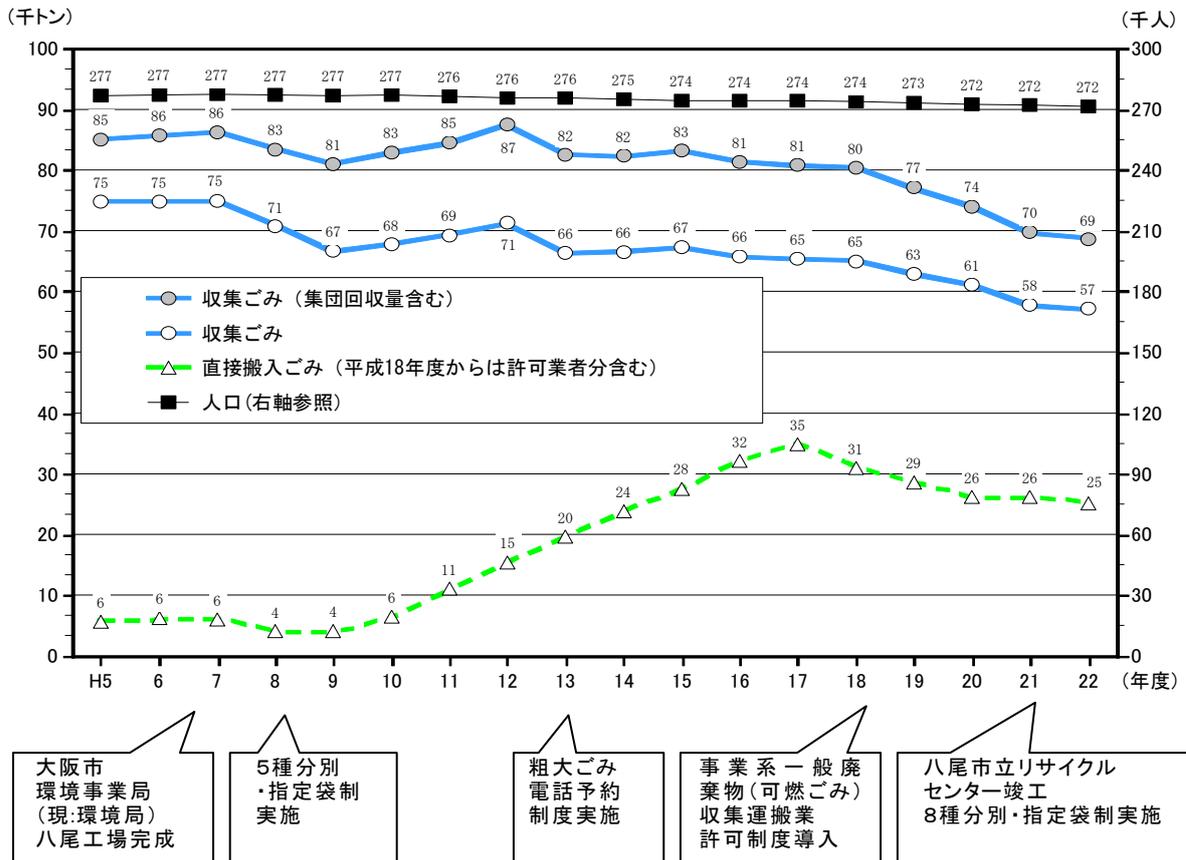


### 第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量の可能性

#### (1) ごみ排出量の動向

図2-6に示すように、人口は概ね27万人でほぼ横這いで推移してきています。収集ごみについては、分別収集の拡充、ごみ減量意識の浸透等に伴い年々減少傾向を示しており、平成22年度では、約5万7千t（集団回収量を含め約6万9千t）となっています。直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）については、平成17年度まで増加傾向を示していましたが、平成18年6月に、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の運用を開始し、さらに、許可業者が収集したごみの展開検査と排出者指導等を継続的に実施することにより、平成18年度以降大きく減少しました。ただし、最近では約2万5千tで横這い傾向を示しています。

図2-6 人口及びごみ排出量の動向



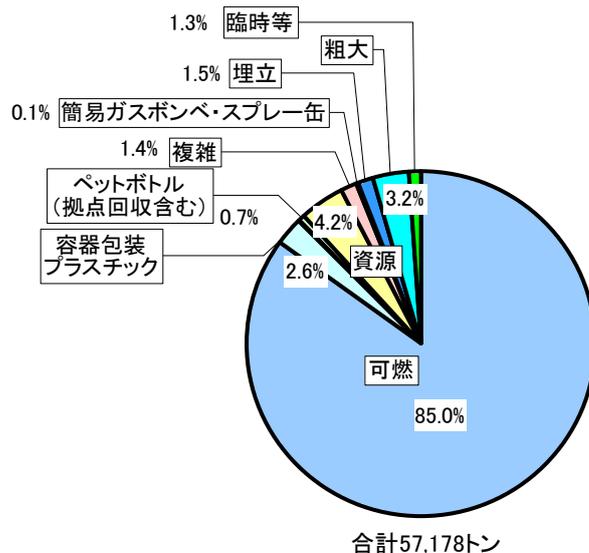
## (2) 家庭系ごみの減量の可能性

平成22年度に実施したごみ組成分析調査の結果から、家庭系ごみの減量の可能性について、以下に整理しました。

### 1) 家庭系ごみの組成

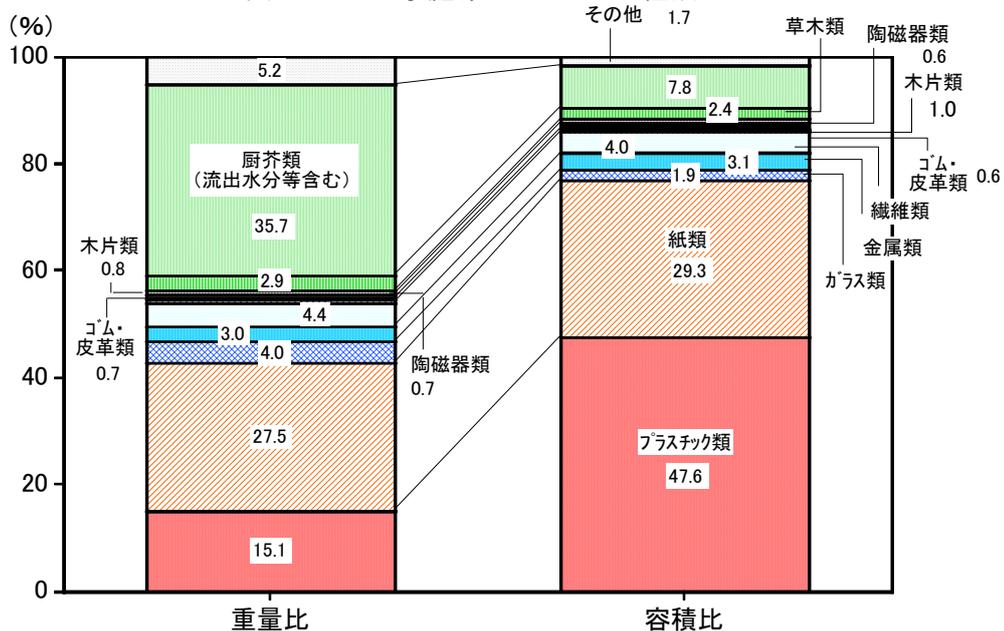
家庭から排出されるごみ全体を総称して家庭系ごみと呼びますが、図2-7に示すように収集量比では、その大半（85%）を可燃（燃やす）ごみが占めています。

図2-7 家庭系ごみの収集量割合（平成22年度）（重量比）



家庭系ごみのごみ組成概要を図2-8に示しています。重量比では、厨芥類、紙類、プラスチック類の順に割合が高く、容積比では、容器包装が嵩張るため、プラスチック類、紙類の順になっています。

図2-8 家庭系ごみのごみ組成



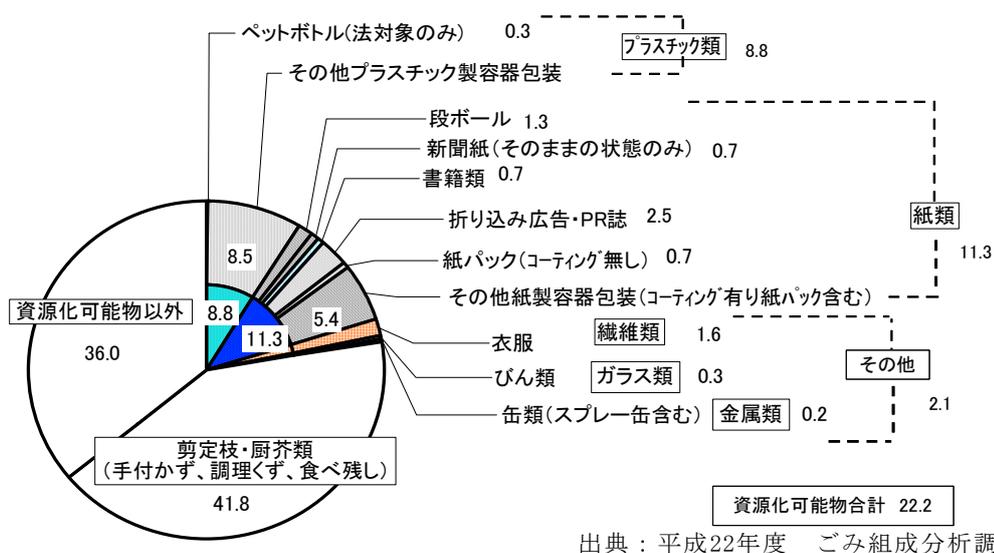
出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

## 2) 資源化による減量の可能性

家庭系ごみのうち、焼却処理されている可燃（燃やす）ごみ、最終処分場に搬入されている埋立ごみ以外は、何らかの形で資源回収が行われています。このため、ごみとして処理されているこの2つの収集区分のごみ種に含まれている資源化可能物の割合を整理し、図2-9に示しました。

紙製容器包装を含む古紙類やプラスチック製容器包装を中心に約22%が資源化可能物であり、これに剪定枝や厨芥類の堆肥化可能物を加えると約64%となり、約2/3が減量可能です。

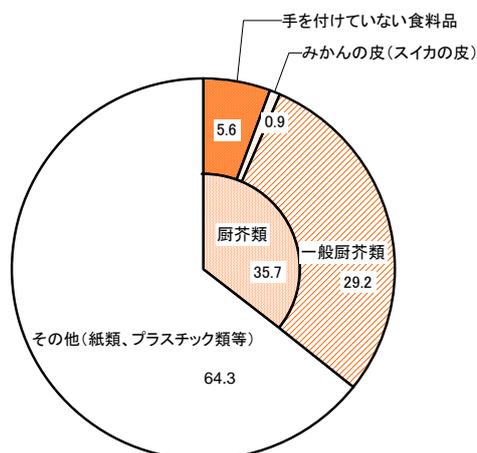
図2-9 ごみとして処理されている家庭系ごみ中の資源化可能物の割合（重量比）



## 3) 発生抑制による減量の可能性

家庭系ごみに含まれている厨芥類と手を付けていない食料品の割合を図2-10に示しました。手を付けていない食料品は、冷蔵庫内の食料品の消費・賞味期限を常に確認することや衝動買いをせず、計画的な食材の購入等により削減が可能です。また、厨芥類の70~80%が水分であり、水切り袋に入れて強く絞る等で10%前後の減量が可能です。

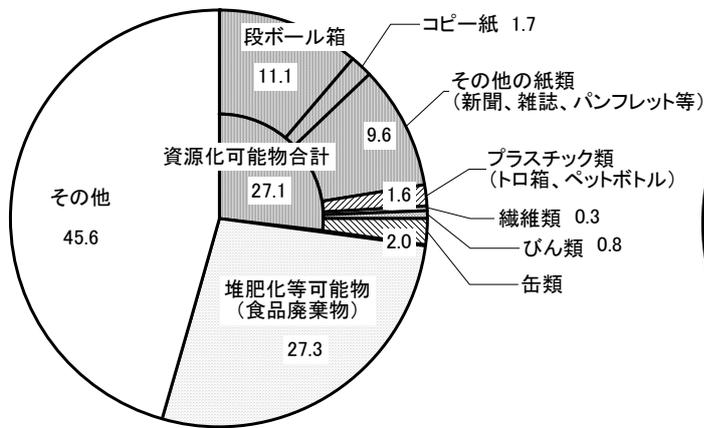
図2-10 家庭系ごみ中の厨芥類等の割合（重量比）



### (3) 事業系ごみの減量の可能性

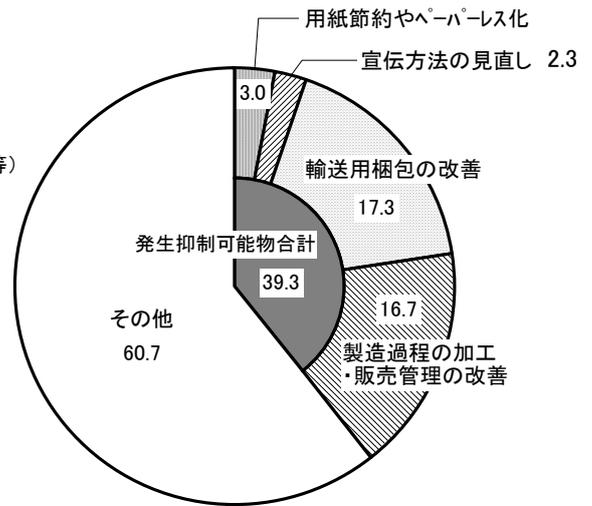
本市では調査をしていませんが、製造業の割合が高く産業立地の状況が本市とよく似ている門真市で実施された事業系ごみ排出実態調査から、事業系ごみの資源化による減量の可能性を図2-11、発生抑制による減量の可能性を図2-12に示しました。家庭系と同じように減量の可能性が高いことから、本市においても同様の可能性が推察できます。

図2-11 事業系ごみ中の資源化可能物の割合(重量比)



出典：事業系ごみ排出実態調査(門真市 H16)

図2-12 事業系ごみ中の発生抑制可能物の割合(重量比)



出典：同左

## 第4節 ごみの減量・資源化等の取り組み

### (1) ごみの減量・資源化等の取り組み

本市におけるこれまでのごみ減量・資源化等の取り組みを表2-3に整理しました。

表2-3 八尾市のごみ減量・資源化等の取り組み

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	「ごみの分け方・出し方ハンドブック」の作成及び頒布	「ごみの分け方・出し方ハンドブック」を作成し、市民の方が八尾市転入の際に、頒布を行い、ごみの分別について周知するとともに、減量意識の向上を図っている。 なお、平成21年10月の多種分別実施においては、全市民に頒布を行った。
	「収集曜日カレンダー」の作成及び頒布	「収集曜日カレンダー」を作成し、指定袋の配付時にあわせて、市民の方に頒布を行い、分別方法及び収集曜日について周知徹底を行っている。
	「事業系ごみの減量と適正処理について」の作成及び頒布	「事業系ごみの減量と適正処理について」を作成し、事業者に頒布を行い、事業系一般廃棄物の適正処理及び減量について、周知及び啓発を行っている。
リサイクルの推進	生ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ堆肥化ほかし容器貸与制度を実施 ※平成8年度より実施(平成22年度末累計:1,567台)</li> <li>・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施 ※平成5年度より実施(平成22年度末累計:600台) ※補助金額(購入価格の半額(但し、上限は3,000円))</li> <li>・家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施 ※平成12年度より実施(平成22年度末累計:744台) ※補助金額(購入価格の半額(但し、上限は20,000円))</li> </ul>
	集団回収等の自主的なリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価物集団回収奨励金交付制度を実施 ※昭和55年度より実施 ※1kg当たり 5円(平成22年度現在)</li> <li>・実施団体に対する啓発用看板及び紙紐の交付</li> </ul>
ごみ減量施策の実施	分別収集の実施	平成21年度より8種分別指定袋制(指定袋については、「可燃(燃やす)ごみ」「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「資源物」「埋立」「複雑」の6種類、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」は4月から)を実施し、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。
	事業系ごみの減量施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度を平成18年度より実施</li> <li>・許可業者搬入ごみに対する展開検査を通じて、事業系ごみの資源化、不適正廃棄物の適正処理等について、許可業者と連携のうえ排出事業者に対する指導</li> </ul>
環境教育・環境学習の推進	環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施 ※平成16年度より実施 ※平成22年度実績:41校 4,393名(校数及び参加人数は延べ数)</li> </ul>
	環境学習の充実	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」を平成21年度に開設し、環境学習・情報発信の拠点として活用している。 ※平成22年度実績:開催講座数 80回 参加人数 1,138名(開催講座数及び参加人数は延べ数)

## (2) 資源化量の動向

市が分別収集した資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、粗大ごみ等から回収した資源回収量と集団回収量を合わせた資源化量の推移を図2-13に示しています。最近では、新聞・雑誌等の購読量が低下傾向にあり、本市における集団回収量の大半を占める古紙類も同様の傾向にあることから、集団回収量が減少し、資源化量も減少傾向を示しています。

表2-4には、平成22年度における市民1人1日当たりの資源化量を整理しました。全てを合わせると、154g/人/日となっています。

図2-13 資源化量の動向

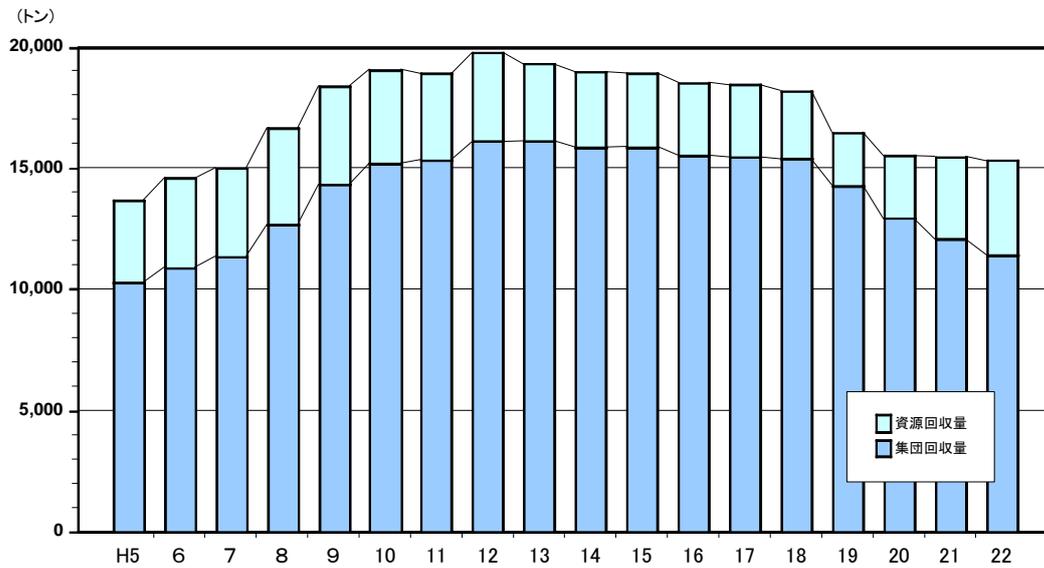


表2-4 市民1人1日当たりの資源化量 (平成22年度)

回収別品目区分			資源化実績	
			資源化量 (t/年)	市民1人当たり (g/人/日)
家庭系ごみ	集団回収	古紙類	10,646.44	107
		紙パック	99.94	1
		古布	545.19	6
		金属類	129.71	1
	小計		11,421.28	115
	分別収集	びん・缶類	1,595.30	16
		ペットボトル	294.45	3
		容器包装プラスチック	1,215.73	12
	小計		3,105.48	31
	破砕後回収等	金属類	751.54	8
危険物・蛍光管		1.65	0	
小計		753.19	8	
資源化量合計			15,279.95	154

### (3) 分別排出率

資源化量と家庭系ごみ組成分析調査から得た可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみ中に含まれている資源化可能物の量から求めた分別排出率の現状を表2-5に整理しました。

古紙類はミックスペーパー（紙製容器包装、パンフレット、メモ紙、封筒等）、牛乳パックを除けば高い割合となっています。ペットボトルの分別排出率は高い水準にあります。容器包装プラスチックは30%程度となっています。また、缶類・びん類は90%を越えた分別排出率となっています。

表2-5 分別排出率の現状

品目	資源化の実績(t)				1人1日当たりの資源化の実績(g) ①	可燃・埋立ごみ中への排出状況(H22)		分別排出率 ①÷(①+②)	備考	
	集団回収	分別収集	その他	合計		ごみ中の割合	1人1日当たり排出量(g) ②			
紙類	新聞紙(そのまま排出)・折込広告・PR誌	6,988	0	0	6,988	70.5	3.20%	16.0	81.5%	
	雑誌・書籍	2,136	0	0	2,136	21.6	0.73%	3.6	85.7%	
	段ボール	1,523	0	0	1,523	15.4	1.29%	6.4	70.6%	
	小計	10,647	0	0	10,647	107.5	5.22%	26.0	80.5%	
	牛乳パック	100	0	0	100	1.0	0.70%	3.5	22.2%	
ミックスペーパー	0	0	0	0	0.0	8.23%	41.1	0.0%		
計	10,747	0	0	10,747	108.5	19.37%	70.6	60.6%		
プラスチック類	ペットボトル	0	347	32	379	3.8	0.31%	1.4	73.1%	可燃ごみ中のペットボトルの飲み残し率10%と想定して分別排出率を算定している。
	容器包装プラスチック	0	1,464	0	1,464	14.8	8.50%	34.0	30.3%	アルミ蒸着袋は含む。発泡トレイも含めた目標。なお、食品付着物が洗浄、乾燥することにより除かれるので、収集ベースの重量に80%を乗じて分別排出率を算定している。
計	0	1,811	32	1,843	18.6	—	35.4	34.4%		
布類	古布	545	0	0	545	5.5	1.60%	8.0	40.7%	
金属類	缶	129	603	0	732	7.4	0.08%	0.4	94.9%	
ガラス類	びん	0	1,776	0	1,776	17.9	0.30%	1.5	92.3%	
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0	45	0	45	0.5	0.00%	0.0	100.0%	
生ごみ	コンポスト	0	0	307	307	3.1	39.21%	195.8	1.6%	
合計		11,421	4,235	339	15,995	161.5	—	311.7	—	

注1) 分別収集量は、異物も含む分別収集量です。  
 2) 缶・びんの分別収集量は、分別収集量2,462tにごみ組成分析調査から求めた缶・びんの割合を乗じて推定しています。  
 3) 破砕後の金属回収量は含めていません。  
 4) 生ごみコンポスト量は、H22可燃(燃やす)ごみ原単位(491g)×40%(H22ごみ組成調査厨芥率)×投入率(80%)で推定しています。  
 5) ミックスペーパーの量は、H22ごみ組成分析調査を用いて推計しています。

## 第5節 ごみ排出量、資源化量のお都市との比較

平成21年度における府内市町村別の市民1人1日当たりのごみ排出量と資源化量を表2-6に示しました。

本市は、集団回収量は府内でも上位に位置付けられていますが、ごみ排出量等の他の指標は概ね20番前後であり、今後更に一層、ごみ減量・資源化に努めていく必要があります。

表2-6 府内市町村別の市民（町民）1人1日当たりのごみ排出量と資源化量  
(平成21年度)

市区町村名	ごみ排出量						資源化量						備考	
	生活系 ※集団回収量は除く		事業系		ごみ排出量計		集団回収量		分別収集等公共関与 による資源化		資源化量計			
	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (少ない順)	排出量	順位 (多い順)	排出量	順位 (多い順)	内訳 プラスチック製 容器包装			
											排出量	順位 (多い順)		排出量
大阪市	525.0	6	733.7	42	1258.7	42	37.2	36	42.6	36	18.5	16	79.8	38
堺市	585.3	25	414.3	34	999.6	34	109.7	8	42.6	36	7.9	24	152.3	20
岸和田市	564.3	16	382.1	31	946.4	32	101.7	13	60.2	19	34.9	3	161.9	15
豊中市	536.0	8	314.1	26	850.1	22	55.6	32	48.3	29	4.7	26	103.9	33
池田市	575.6	19	269.7	22	845.3	21	49.3	34	49.1	27	0.4	30	98.4	35
吹田市	552.6	13	331.9	29	884.5	26	81.8	25	45.3	32	0.0	32	127.1	28
泉大津市	545.2	11	395.0	33	940.2	31	95.1	17	52.3	24	0.0	32	147.4	24
高槻市	577.3	21	423.7	36	1001.0	36	85.3	23	37.5	40	0.0	32	122.8	30
貝塚市	606.5	32	445.8	38	1052.3	39	96.2	15	58.1	21	29.5	6	154.3	19
守口市	463.7	1	327.9	28	791.6	9	78.9	27	108.8	4	39.4	2	187.7	7
枚方市	516.1	4	221.4	18	737.5	4	142.6	3	62.2	16	30.4	5	204.8	5
茨木市	565.7	18	528.1	41	1093.8	41	108.7	10	137.4	2	0.0	32	246.1	2
八尾市	578.1	22	261.9	20	840.0	20	121.2	6	34.3	42	6.9	25	155.5	18
泉佐野市	486.6	3	837.2	43	1323.8	43	22.5	37	68.3	14	15.7	18	90.8	36
富田林市	715.4	39	102.0	4	817.4	16	117.2	7	61.0	17	13.2	21	178.2	12
寝屋川市	590.1	28	214.7	16	804.8	13	88.4	21	97.8	7	43.2	1	186.2	9
河内長野市	579.9	24	160.5	9	740.4	5	133.0	5	102.1	6	17.0	17	235.1	3
松原市	543.3	10	278.7	23	822.0	17	88.5	20	76.9	11	18.8	15	165.4	14
大東市	587.3	26	215.7	17	803.0	12	71.0	29	50.7	25	24.7	9	121.7	32
和泉市	565.5	17	264.7	21	830.2	18	100.1	14	50.5	26	1.7	28	150.6	21
箕面市	553.8	14	332.4	30	886.2	27	109.6	9	46.9	30	1.8	27	156.5	17
柏原市	728.9	41	152.3	8	881.2	24	14.7	38	43.6	35	0.0	32	58.3	39
羽曳野市	663.0	37	201.6	14	864.6	23	79.1	26	23.6	43	0.0	32	102.7	34
門真市	546.3	12	464.0	39	1010.3	37	71.9	28	66.2	15	20.5	11	138.1	25
摂津市	517.9	5	421.3	35	939.2	30	103.4	12	56.5	22	0.0	32	159.9	16
高石市	541.1	9	292.9	24	834.0	19	96.1	16	36.2	41	0.4	30	132.3	26
藤井寺市	612.1	33	432.5	37	1044.6	38	0.0	40	45.0	33	0.0	32	45.0	43
東大阪市	589.2	27	473.0	40	1062.2	40	83.4	24	40.4	38	9.6	23	123.8	29
泉南市	576.7	20	388.9	32	965.6	33	53.9	33	75.9	12	19.3	13	129.8	27
四條畷市	579.5	23	198.8	13	778.3	7	89.4	19	97.7	8	25.1	8	187.1	8
交野市	534.7	7	147.3	7	682.0	2	38.3	35	84.2	10	34.6	4	122.5	31
大阪狭山市	725.3	40	165.1	10	890.4	28	138.6	4	40.1	39	1.5	29	178.7	11
阪南市	600.5	31	205.3	15	805.8	14	68.0	30	103.5	5	19.0	14	171.5	13
島本町	590.7	29	98.2	2	688.9	3	0.0	40	48.5	28	0.0	32	48.5	41
豊能町	662.4	36	117.7	6	780.1	8	91.7	18	190.0	1	27.7	7	281.7	1
能勢町	469.6	2	303.3	25	772.9	6	67.1	31	114.8	3	19.8	12	181.9	10
忠岡町	599.2	30	197.9	12	797.1	11	105.3	11	44.8	34	0.0	32	150.1	22
熊取町	561.2	15	233.3	19	794.5	10	0.0	40	87.1	9	24.5	10	87.1	37
田尻町	673.1	38	327.8	27	1000.9	35	0.7	39	55.5	23	0.0	32	56.2	40
岬町	789.6	43	104.4	5	894.0	29	0.0	40	46.1	31	0.0	32	46.1	42
太子町	645.3	35	29.4	1	674.7	1	87.8	22	60.7	18	15.2	19	148.5	23
河南町	784.6	42	98.9	3	883.5	25	145.5	2	58.8	2	9.7	22	204.3	6
千早赤阪村	634.7	34	172.3	11	807.0	15	148.9	1	69.5	13	13.6	20	218.4	4

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

## 第6節 ごみ処理経費

ごみ処理経費（平成22年度）については、表2-7のとおりです。

ごみ処理量1t当たりの原価は41,533円、人口1人当たりの原価は12,586円、1世帯当たりの原価は28,709円となっています。

表2-7 ごみ処理経費（平成22年度）

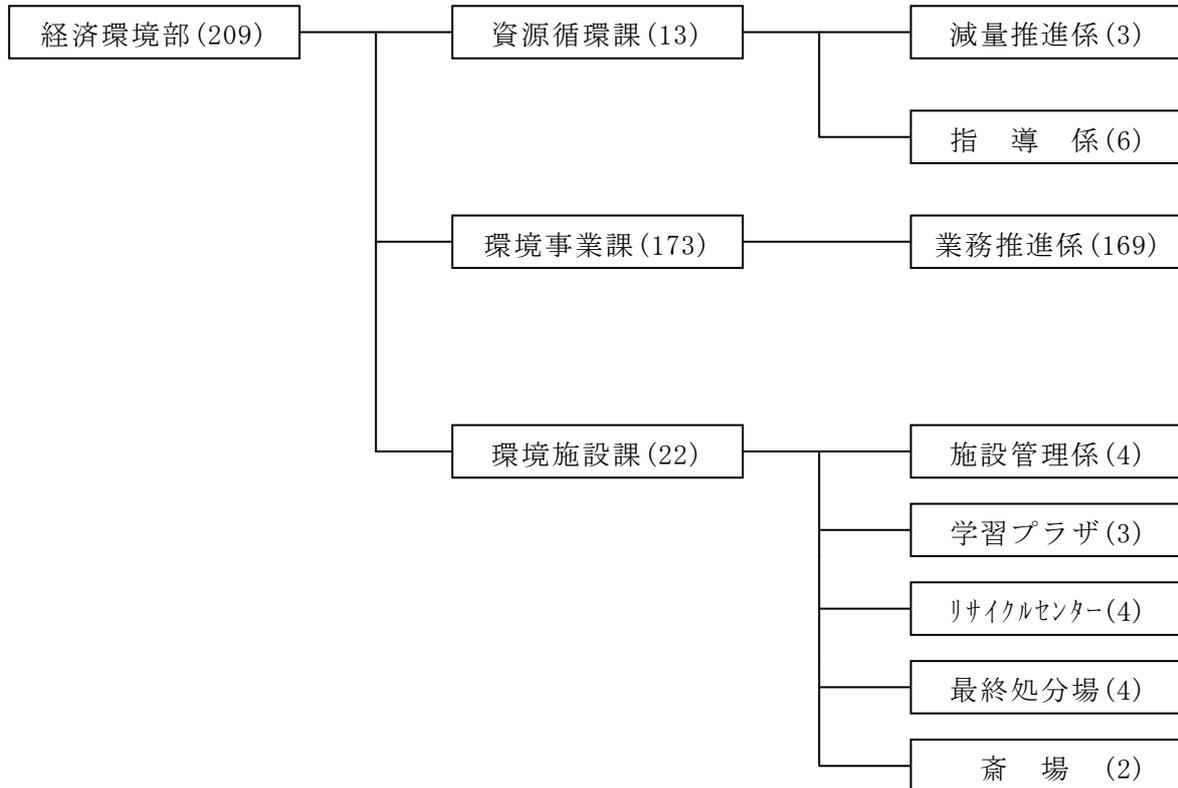
	ごみ関係経費 決算総額	ごみ処理事業部門原価						埋立処分部門	計
		分別・減量化 部門	収集運搬部門	中間処理部門					
				焼却処理 部門	破碎・選別処理 部門	小計			
清人件費	1,728,586,672	107,729,782	1,439,872,448	0	118,569,455	118,569,455	62,414,987	1,728,586,672	
賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	
掃報償費	70,039,270	70,035,860	3,410	0	0	0	0	70,039,270	
旅費	369,970	111,860	48,200	0	18,850	18,850	191,060	369,970	
需用費	134,657,632	10,089,613	78,134,141	0	39,984,891	39,984,891	6,448,987	134,657,632	
諸役務費	11,034,906	2,686,469	7,543,093	0	537,845	537,845	267,499	11,034,906	
業委託料	1,413,921,006	103,561,350	28,555,784	1,097,862,006	176,822,094	1,274,684,100	7,119,772	1,413,921,006	
関係使用料及び賃借料	3,809,301	95,322	3,235,709	0	463,360	463,360	14,910	3,809,301	
経工事請負費	0	0	0	0	0	0	0	0	
原材料費	658,035	59,535	0	0	0	0	598,500	658,035	
備品購入費	1,265,019	928,284	336,735	0	0	0	0	1,265,019	
決算負担金補助及び交付金	4,844,790	1,258,290	0	0	50,000	50,000	3,536,500	4,844,790	
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
費補償補填及び交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
償還金利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	
公課費	2,248,300	0	2,035,700	0	205,000	205,000	7,600	2,248,300	
額小計	1,642,848,229	188,826,583	119,892,772	1,097,862,006	218,082,040	1,315,944,046	18,184,828	1,642,848,229	
車両購入費	45,597,000	0	45,597,000	0	0	0	0	45,597,000	
計	3,417,031,901	296,556,365	1,605,362,220	1,097,862,006	336,651,495	1,434,513,501	80,599,815	3,417,031,901	
総原価	3,417,031,901	296,556,365	1,605,362,220	1,097,862,006	336,651,495	1,434,513,501	80,599,815	3,417,031,901	
処理量(単位:t)	82,272.52	-	57,177.82	76,757.11	7,392.18	80,957.82	1,314.90	-	
単位(t)当たりの原価	41,533	-	28,077	14,303	45,542	17,719	61,297	-	
人口一人当たりの原価	12,586	1,092	5,913	4,044	1,240	5,284	297	-	
一世帯当たりの原価	28,709	2,492	13,488	9,224	2,828	12,052	677	-	

出典：平成23年度 八尾市清掃事業（平成22年度実績）

## 第7節 清掃事業関係に係る体制

平成23年度における清掃事業関係に係る体制は、図2-14に示すとおりです。

図2-14 清掃事業関係に係る体制（平成23年度）



注) ( ) 内は職員数。

課の職員には課長, 参事, 課長補佐が含まれるため、係の職員数の和と一致しません。

部の職員には部長, 理事, 次長が含まれるため、課の職員数の和と一致しません。

### 資源循環課

#### □ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪市環境局等に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。

#### □ 指導係

- ① 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可に関すること。
- ② 一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。
- ③ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

## 環境事業課

### □ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関する事。
- ② ごみの分別排出の指導及び環境教育に関する事。
- ③ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関する事。
- ④ 臨時収集及び不法廃棄の処理に関する事。
- ⑤ ごみ処理手数料の査定及び徴収に関する事。
- ⑥ 作業中の事故及び災害の処理に関する事。
- ⑦ 作業用自動車の管理及び運行に関する事。
- ⑧ あき地管理の調査及び指導に関する事。
- ⑨ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関する事。
- ⑩ 清掃庁舎の管理に関する事。

## 環境施設課

### □ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関する事。
- ② リサイクルセンター（市立リサイクルセンター学習プラザを含む。）の管理運営に関する事。
- ③ 廃棄物最終処分場の管理運営に関する事。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関する事。
- ⑤ し尿収集に関する事。
- ⑥ 財団法人八尾市清協公社の監督及び指導に関する事。
- ⑦ し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- ⑧ 浄化槽清掃業等の許可に関する事。
- ⑨ 公衆便所の管理に関する事。
- ⑩ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関する事。
- ⑪ 環境施設の整備に関する事。
- ⑫ 八尾市柏原市火葬場組合に関する事。

## 第8節 計画策定に向けての課題

### (1) 前計画の目標達成状況

前計画では、目標年度の平成23年度に、表2-8に示す数値目標を掲げていました。平成22年度時点での実績と比較して、その達成状況を分析しました。

その結果、資源類を除くごみ量のうち、収集ごみ（資源類を除く）の平成23年度における数値目標は、平成22年度時点で既に達成していますが、直接搬入ごみは未達成となっています。これは、平成18年6月からの事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の導入に伴い、これまでの事業用指定袋（有料）による市収集から許可業者による収集への移行が進んだことによるものです。資源類については、本市における資源回収の根幹をなす集団回収は、府内でも高い水準にあるものの、社会的な新聞・雑誌等の購読量の低下傾向と同様に減少傾向にあることなどから目標が未達成となっております。なお、事業系の資源類については把握できておりません。

このような状況を踏まえ、市民・事業者を問わず、環境へ配慮した行動の浸透に努め、更なる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。なお、表2-6に示していますが、現在の本市のごみ減量・資源化のレベルは、大阪府内でほぼ中位のレベルにあり、さらに努力を重ねていく必要があります。

表2-8 平成15年9月策定「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」

#### 数値目標の達成状況

			数値目標 (平成23年度)	実績 (平成22年度)	達成状況	
人 口		人	280,200	271,505	—	
資源類 等を除 くごみ 量	収集ごみ (資源類 を除く)	可燃ごみ	525.41	490.81	達成	
		埋立ごみ	11.36	8.45	達成	
		複雑ごみ	13.73	7.82	達成	
		粗大ごみ	33.55	18.21	達成	
		臨時ごみ等	12.52	7.86	達成	
		小 計	596.57	533.15	達成	
	直接搬入ごみ(平成22年度 は許可業者分含む)		g/人/日	104.41	253.23	未達成
合 計			700.98	786.38	未達成	
資源類	家庭系	資源回収 (集団回収除く)	75.97	43.44	未達成	
		集団回収	205.41	115.25	未達成	
		小 計	281.38	158.69	未達成	
	事業系			168.52	—	—
	合 計			449.90	—	—

注) 発生抑制の数値目標の計測は困難であり、上表にその数値目標は記載していません。

## (2) 計画策定に向けての重点課題

以下、本計画の策定に向けての重点課題を列挙しました。

### I. 市民や事業者の一層の発生抑制・再使用行動の実践

本市においては、焼却灰の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する大阪湾フェニックス計画に依存していますが、現行の計画が平成33年度に終了することに伴い、次期計画の検討が行われています。しかし、環境省等から近畿圏での3Rの取り組みの遅れを指摘されており、搬入市町村(近畿2府4県168市町村)は、ごみ減量等に向けたより一層の努力が求められています。

また、可燃ごみの焼却処理は、大阪市との共同処理(行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場)で行ってきましたが、大阪市域におけるごみの減量等に伴う大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されます。

このような状況と、本市のごみ減量・資源化のレベルが府内でほぼ中位のレベルであることを踏まえると、今のうちにごみ減量化等に向けた取り組みを進めておく必要があります。そのために、市民・事業者・行政等がそれぞれの責任を果たすとともに、協働して、一層の努力をしていくことが課題となります。

### II. ごみの減量・資源化に向けての市民・事業者・行政等の協働の強化

ごみの減量・資源化に向けては、行政から一方的な取り組みや施策の押しつけではなく、市民・事業者の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠です。よって、地域に密着したごみ減量推進員との協力体制の強化や市民との情報交流の場の拡充、地域の集団回収活動の支援のほか、事業所等で行われている商品の簡易包装やレジ袋削減、資源ごみの店頭回収といった資源を有効活用する事業活動についての情報提供を行い、市民・事業者・行政等の協働の強化を図りながら一体となった取り組みを進めていく必要があります。

### III. 循環型システム構築に向けた家庭系ごみの有料制についての検討

上記Iのような状況にある中で、本計画の基本理念である「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』」の実現に向けた様々な環境施策の展開が必要となります。そのためにも、環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平化やごみの処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、さらには、ごみの発生・排出抑制につながる家庭系ごみの有料制導入について検討していくことが必要です。

#### Ⅳ. 循環型システムの仕組みづくり

本市は、東部山麓地域を抱え、その麓には農地が散在しています。このため、家庭で発生した生ごみ等から堆肥をつくり、それを農家で利用してもらい、その成果である農産物を農家から家庭に引き渡すという循環型システムの仕組みをつくることも可能です。

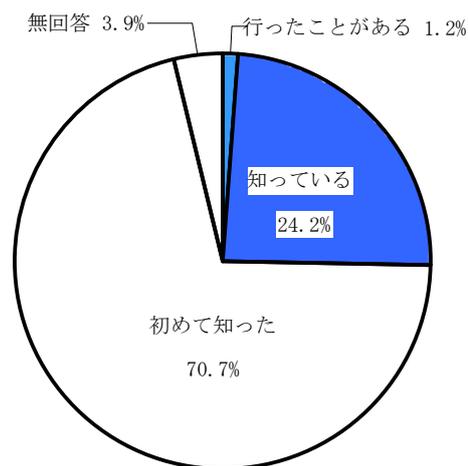
#### Ⅴ. 八尾市立リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」の更なる活用

八尾市立リサイクルセンターは、資源物の処理施設とごみ減量・資源化の啓発・普及を目的とした複合施設です。しかし、平成22年度市民アンケート調査によると、センター内の学習プラザ『めぐる』を訪れたことがある人は回答者の約1%程度であり、知っている人を含めても3割にも達しません。

学習プラザ『めぐる』には、ごみのリサイクルに関する体験ができる工房があるほか、展示スペースなど様々な機能を持っており、適切に活用することで、市民啓発や、市民によるごみ減量活動の支援を効果的に行うことが可能です。

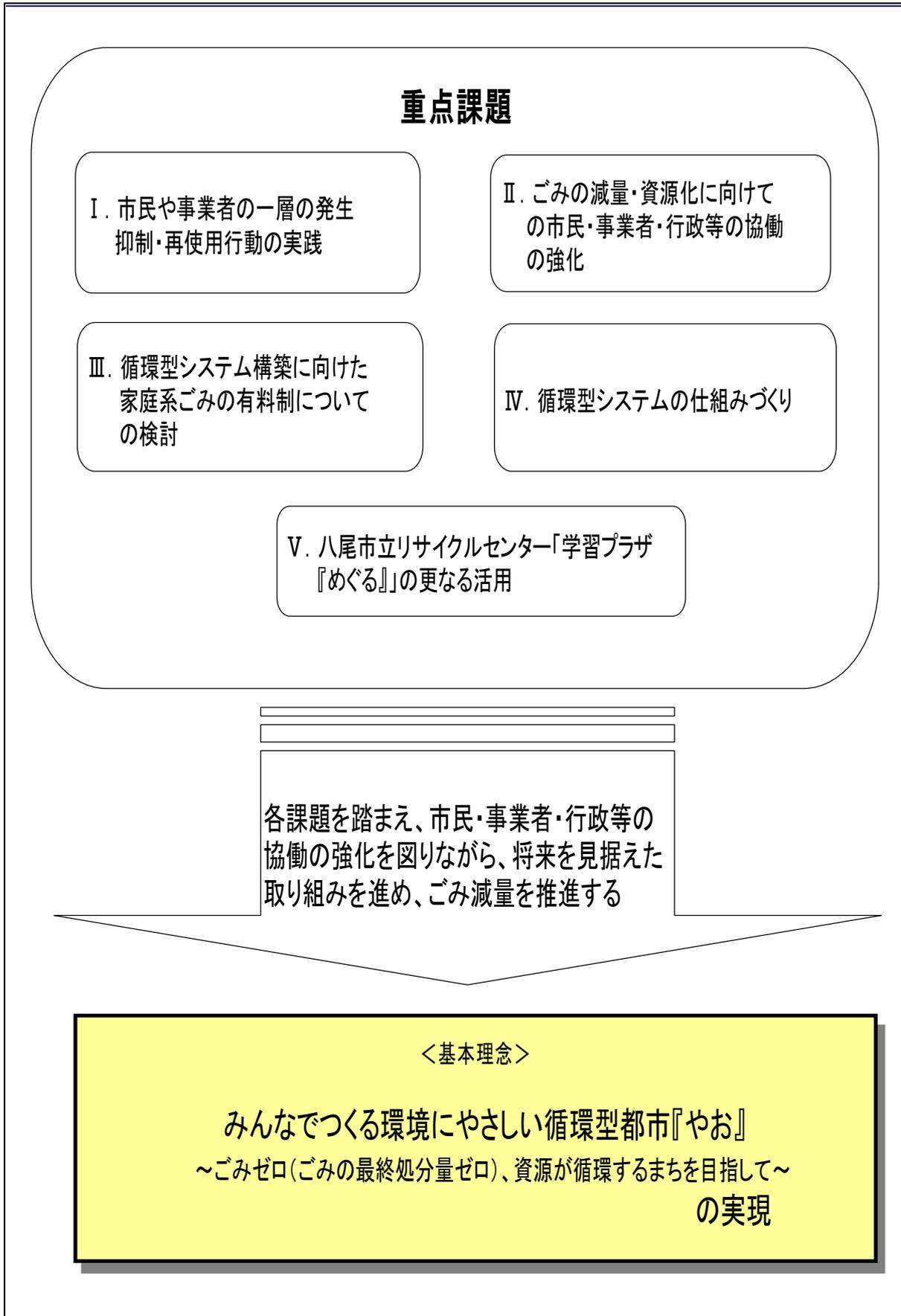
したがって、まずは学習プラザ『めぐる』で行われているイベント等に関する情報提供の充実等を図り、市民に学習プラザ『めぐる』を訪れる機会を増やしてもらうとともに、発生抑制や再使用等のごみ減量に関する情報提供やリサイクルに関する体験学習などの環境教育を積極的に実施するなど、学習プラザ『めぐる』の活用を進めることが必要です。

図2-15 八尾市リサイクルセンター「学習プラザ『めぐる』」に行ったことがあるか



(出典) 平成22年度市民アンケート調査

図 2 - 16



## 第3章 基本構想

### 第1節 基本理念

循環型社会を目指し、「ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち」を実現するためには、市民・事業者の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠です。本計画では、市民・事業者・行政等が、八尾市が目指す循環型社会の姿として共有していく基本理念を次のとおり掲げます。

#### <基本理念>

#### みんなで作る環境にやさしい循環型都市『やお』

～ごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、  
資源が循環するまちを目指して～

#### [基本理念の考え方]

家庭から排出されるごみや事業者から排出されるごみは、単に、それぞれの活動から単独に発生するわけではなく、各々の活動が密接に絡み合っています。

循環型社会の構築のためには、市民は「ものの消費者・ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制（リデュース）や、再使用（リユース）に重点を置いた環境に配慮したライフスタイルに転換する」、事業者は「ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制、再使用、リサイクルの推進やごみの分別排出を徹底するとともに、環境に配慮したビジネススタイルに転換する」、行政は「市民、事業者の自主的・主体的なごみの減量資源化への取組を促進するため、各主体間をつなぐコーディネーターとしての機能を担うとともに、市民・事業者の自主的な取組を支援していく」といった各々の責務を果たす必要があります。また、市民・事業者・行政等が情報を共有し、循環型社会の構築に向けての取り組みに共感・参加し、力を合わせて環境にやさしいコミュニティを形成することが重要であり、たゆまぬ努力を重ねていく必要があるものと考えます。

よって、本計画は、前計画の「環境にやさしいコミュニティを形成し、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち」という基本理念を継承しつつ、河内の進取の気風に基づいた、八尾の「市民力」、「地域力」を最大限活用しながら、「みんなで作る環境にやさしい循環型都市『やお』」を目指すこととします。

### ○市民の責務

ごみ問題に対する意識を持ち、ものの消費者・ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制（リデュース）や、再使用（リユース）に重点を置いた環境に配慮したライフスタイルに転換する。

### ○事業者の責務

ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制、再使用、リサイクルの推進やごみの分別排出を徹底するとともに、環境に配慮したビジネススタイルに転換し、積極的にごみの減量資源化に取り組む。

### ○行政の責務

市民、事業者の自主的・主体的なごみの減量資源化への取組を促進するため、各主体間をつなぐコーディネーターとしての機能を担うとともに、市民・事業者の自主的な取組を支援していく。

## 6つの基本方針のもと、基本理念の実現に向けた施策の実施

- I. パートナーシップの構築
- II. 持続的に発展可能なシステムへの転換
- III. 循環型システムの構築
- IV. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進
- V. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進
- VI. 安全・安心なごみ処理の推進

### <基本理念>

**みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』**

～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～

**の実現**

## 第2節 基本方針

基本理念の実現には、可能な限り、ごみの発生を抑制（リデュース）するとともに、製品等の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政等が協働して、ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。そのために、以下の6つの基本方針を定めました。

### I. パートナーシップの構築

環境にやさしいコミュニティを形成していくため、市民、地域で活動するグループ、広域的にごみや環境問題に取り組む環境NPO等の市民団体、事業者、ごみの収集を担う収集運搬業者、再生業者、また、ごみ行政の推進に取り組む市担当者、市職員全体、さらに、広域行政も視野に入れて、パートナーシップの構築を図ります。

これにより、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を果たし、協力して「資源の消費抑制」及び「資源の循環」に積極的かつ主体的に取り組む協働体制を構築します。

### II. 持続的に発展可能なシステムへの転換

事業者等が設計段階から最終処分まで一定の責任を負うことにより環境への負荷を軽減し、資源が循環する健全な経済が発展する社会を構築します。また、市民・事業者・行政等が再使用を行い、商品の購入時には再生利用製品を選択するとともに、ごみの排出時にはリサイクルや処分等の行動について、自覚と責任を持つ社会を構築します。

### III. 循環型システムの構築

行政からごみの資源化の仕組みを提供するだけでなく、市民・事業者・行政等が相互に協働のうえ、ごみの発生・排出抑制を重視した3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した仕組みとしての循環型システムの構築を目指します。また、この循環型システムの構築のため、環境施策の展開に必要な財源の確保や、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平化、ごみの処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみの発生・排出抑制につながる家庭系ごみの有料化の活用を検討します。

#### IV. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

事業活動に伴い排出されるごみは、事業者の責任で処理する排出者責任を事業者に浸透させるとともに、事業所の規模に応じた減量施策を推進し、事業系ごみの3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進します。

#### V. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

環境教育・環境学習を充実し、小さい頃から「もったいない」の心やグリーンコンシューマー(※)の精神を育むとともに、分別収集の拡充を図り、家庭系ごみの3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進します。  
※環境を大切にするという基準と自覚に基づいて商品や企業を選択し、地球環境を大切にする心豊かな暮らしをつくっていきこうと活動する消費者及びその考え方をいいます。

#### VI. 安全・安心なごみ処理の推進

一般家庭から排出されるごみや資源の安定的な収集運搬作業を継続させるため、収集能力の強化及び効率的・効果的な収集が可能となる体制を構築するとともに、ごみの減量と資源の循環、有害・危険物対策の推進に主眼を置いた処理処分のシステムを整備します。また、このシステムの構築においては、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、低炭素社会の実現に資する仕組みの整備を目指します。

### 第3節 市民・事業者・行政の責務

市民・事業者・行政等が「協働と参画」の理念に基づいて、それぞれの役割を果たしながらごみの減量・資源化に取り組みます。

#### I. 市民の責務

ごみ問題を解決するためには、市民一人ひとりの意識と行動が何よりも重要です。ごみの発生抑制に努め、資源は循環させて大切に使い、環境への負荷の低減を目指すライフスタイルを身に付けるよう意識していく必要があります。また、市民一人ひとりが心ある行動を実践してこそ社会は望ましい方向へと発展します。

市民は、こうした重要な立場にあることを十分に自覚し、生活のあらゆる場面において、ごみの発生抑制と資源化に取り組むことが望まれます。

#### II. 事業者の責務

事業者は、大量生産・大量廃棄の社会構造に終止符を打ち、省資源・低環境負荷の観点から、自ら製造あるいは販売している商品及び容器包装等を見直し、ごみとなる要素が少なくリサイクルしやすい商品等を提供しなくてはなりません。そうした商品等が消費者に受け入れられるように積極的な広報活動を行えば、事業者自身の発展にもつながります。

また、ごみの排出者としての責任を自覚し、発生抑制、再使用、リサイクルの推進やごみの分別排出を徹底するとともに、環境に配慮したビジネススタイルに転換し、積極的にごみの減量・資源化をはじめとした適正処理に取り組むことが望まれます。

#### III. 行政の責務

行政は、資源を循環させるためのシステムづくりを行うため、各主体間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たし、協働によるごみの減量・資源化を実現しなければなりません。そのため、行政は廃棄物に関する処理の流れやコストをはじめ様々な情報の収集と提供に努め、教育、啓発及び指導を継続して行っていくとともに、地域住民の間や市民と事業者の間の相互理解のための意見交換、相互に連携した取り組みが展開されるように積極的に働きかけます。

## 第4章 減量目標等計画フレーム

### 第1節 ごみの排出量の動向

本計画の減量目標等の計画フレームを設定するにあたり、本市の最近のごみ排出量の動向を整理しました。

図4-1に示すように、人口は概ね27万人でほぼ横這いで推移しています。収集ごみについては、分別収集の拡充、ごみ減量意識の浸透等に伴い年々減少傾向を示しており、平成22年度では、約5万7千t（集団回収量を含め約6万9千t）となっています。直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）については、平成17年度まで増加傾向を示していましたが、平成18年6月に、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の運用を開始し、さらに、許可業者が収集したごみの展開検査と排出者指導等を継続的に実施することにより、平成18年度以降大きく減少しました。ただし、最近では約2万5千tで横這い傾向を示しています。

また、市民1人1日当たりの収集ごみ（集団回収量含む）、直接搬入ごみ（平成18年度からは許可業者分含む）の排出量の動向について、図4-2に示しています。

図 4-1 ごみ排出量の動向

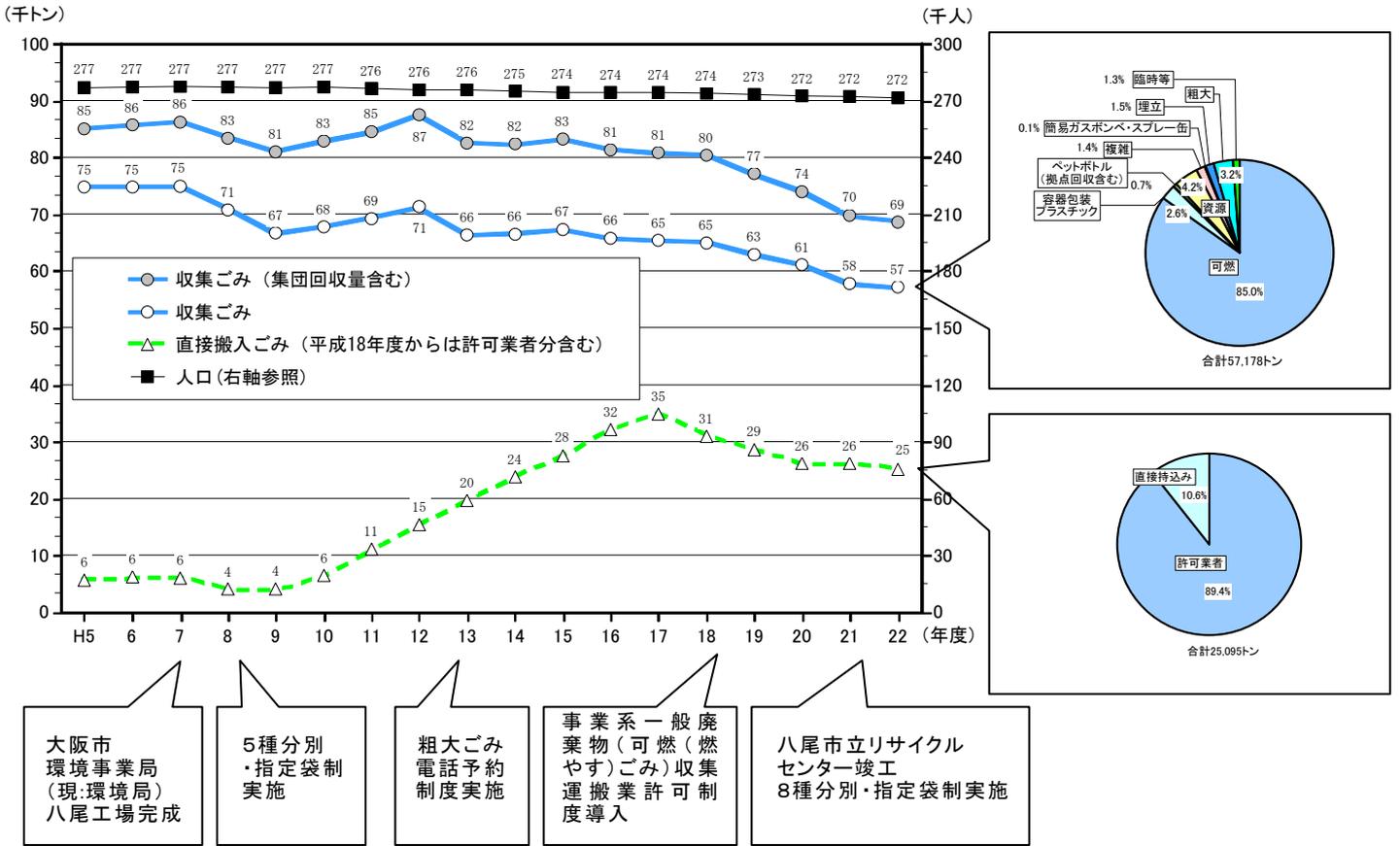
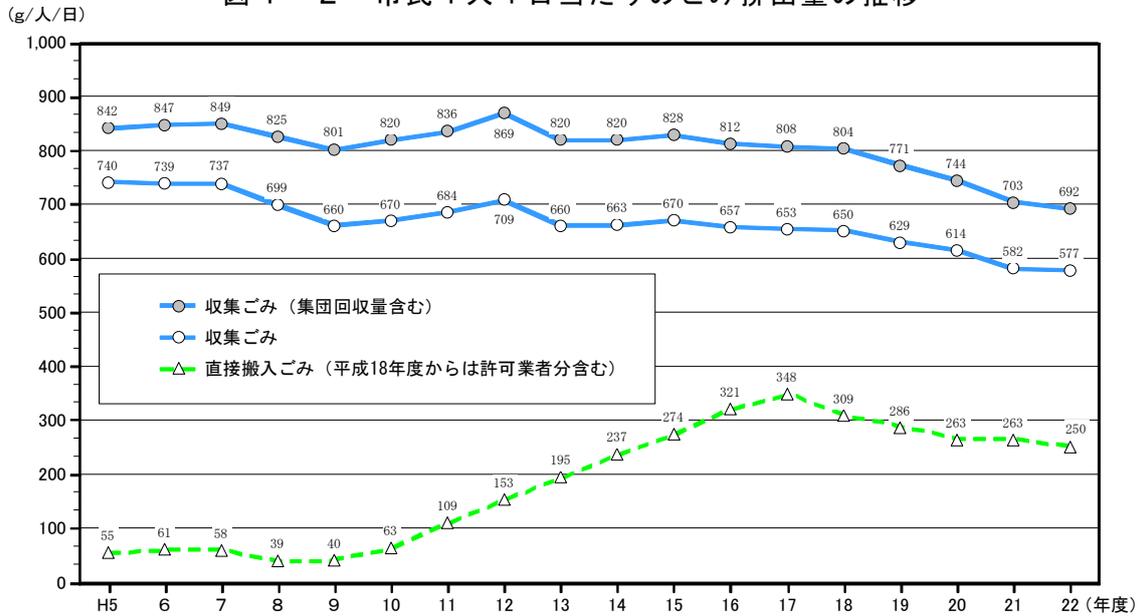


図 4-2 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移



## 第2節 減量目標等計画フレームの設定

### (1) ごみの発生と発生抑制・再使用、資源化によるごみ減量・ごみ処理の流れ

ごみの流れは図4-3に示すとおりです。まず、家庭や事業所から発生する不用物の総量（ただし、量的に把握可能な不用物量）である「ごみ発生量」があり、次に、本市が啓発活動・環境学習を充実するとともに、家庭や事業所が無駄な物を買わない行動を実践するなど、不用物が生じないように努める『発生抑制・再使用』の浸透に伴い、減量効果として表れた量を「ごみ発生量」から差し引いた量が「ごみ排出量」と言われています。

さらに、家庭における集団回収や生ごみの堆肥化、事業所における資源化の徹底等の「(市が関与する)ごみとなる前の資源化」の実践に伴い、減量効果として表れた量を差し引いて残ったごみが、可燃(燃やす)ごみや資源物等として市や許可業者による収集及び排出者により直接持込みされています(=「計画収集量」と言います)。

また、市が家庭からのごみを収集する場合、リサイクル推進のため「容器包装プラスチック」や「ペットボトル」、「資源物(びん・缶)」、「複雑ごみ」を分別収集し、リサイクルセンターで資源を選別のうえ回収したり、破碎して鉄屑や非鉄屑を回収していますが、これらを総称して「ごみとなった後の資源化」と呼びます。

上記過程の中で、資源化できないごみは、「焼却処理」されたり、「埋立処分(最終処分)」されます。

「減量目標」は、上記の「発生抑制・再使用」、「ごみとなる前の資源化」及び「ごみとなった後の資源化」の三者を加えた合計の値で示されます。なお、後者の2つは「資源化」として、「発生抑制・再使用」と区別されています。

以上がごみの流れとなっています。また、生産・流通から処理・処分の物の流れとごみの減量過程の概念は図4-4に示すとおりです。

図 4 - 3 ごみの流れ

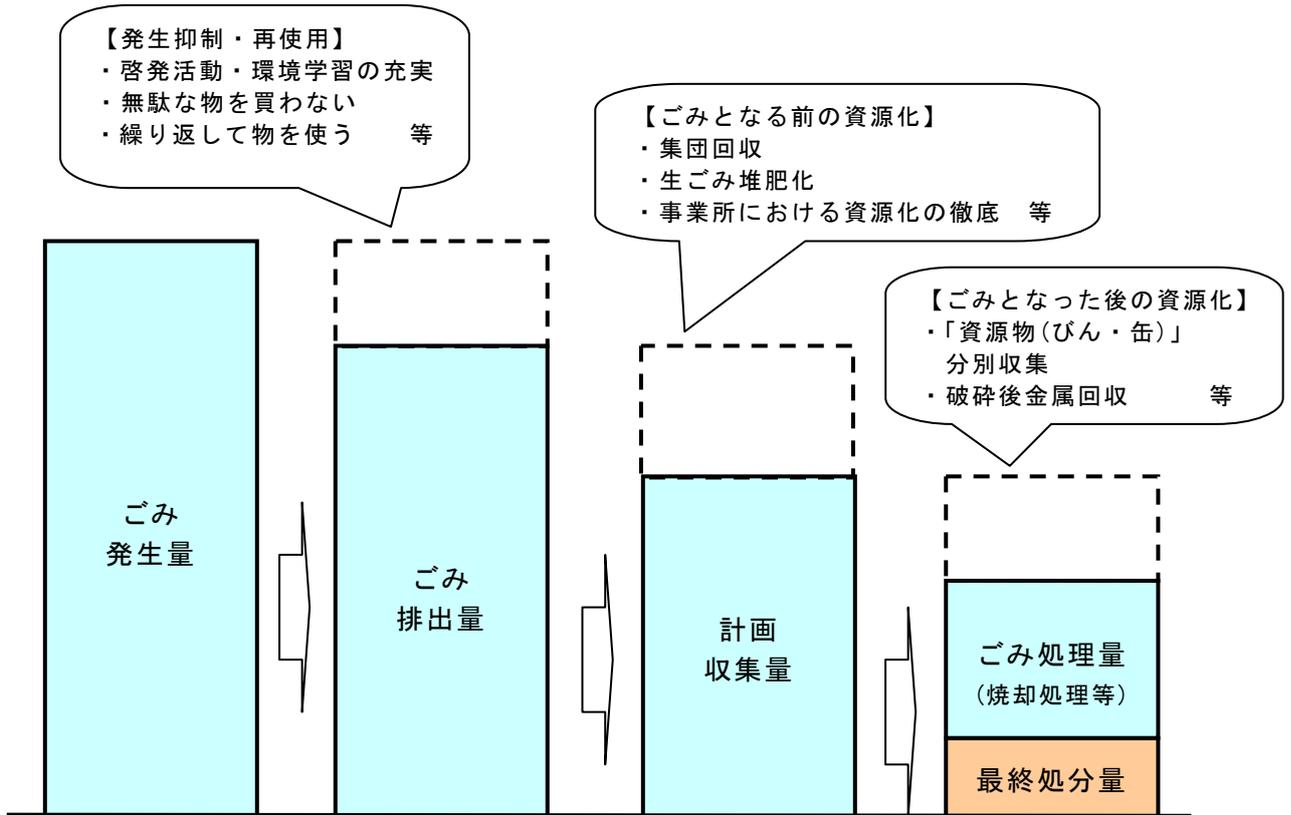
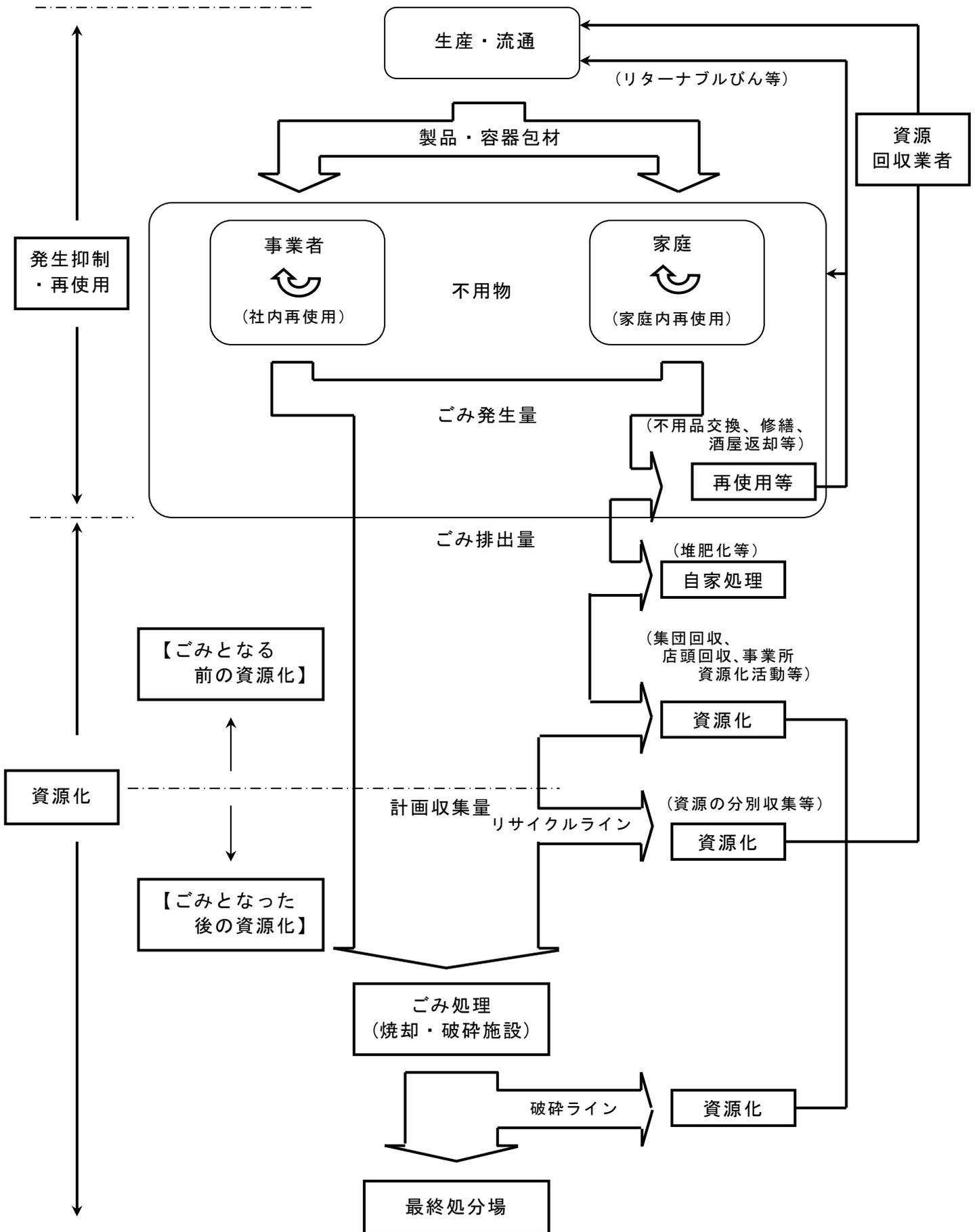


図 4-4 生産・流通から処理・処分までの物の流れとごみの減量過程の概念



## (2) 将来のごみ発生量の予測

将来のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみとも、市民1人1日当たりのごみ発生量（ごみ排出量に、集団回収量や生ごみ堆肥化容器等による推定堆肥化量を加えたごみ量）に将来人口と年間日数を乗じた量としました（図4-6参照）。

将来人口は、図4-5に示す八尾市第5次総合計画の将来の想定人口としました。

なお、将来ごみ発生量予測のための市民1人1日当たりのごみ発生量（表4-1参照）は、平成22年度の実績値でそのまま推移するものとしました。将来のごみ発生量は、今後の景気の変動、高齢化の進展等により変化が予想されますが、現時点でそれらを定量化することは困難であり、人口の減少による自然減（平成32年度に約5%の減少と想定）のみを見込みました。また、事業系ごみについては、事業活動量を発生量予測のための基準とすべきとする考えもありますが、本計画の対象としている事業系ごみは、主として飲食・販売業・サービス業からのごみ排出量の割合が高く、これらのごみ排出量は都市の規模（人口規模）にほぼ比例すると考えられるため、市民1人1日当たりを基準としました。

図4-5 将来の想定人口（八尾市第5次総合計画による想定人口）

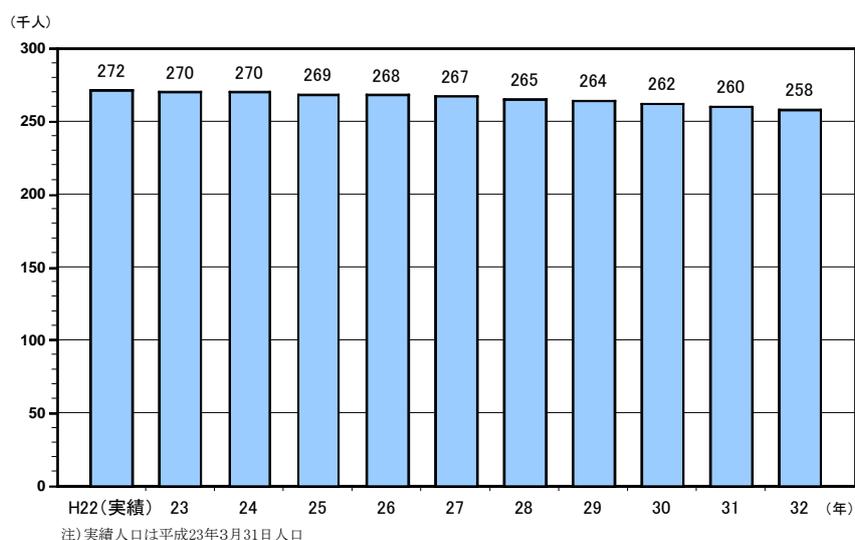
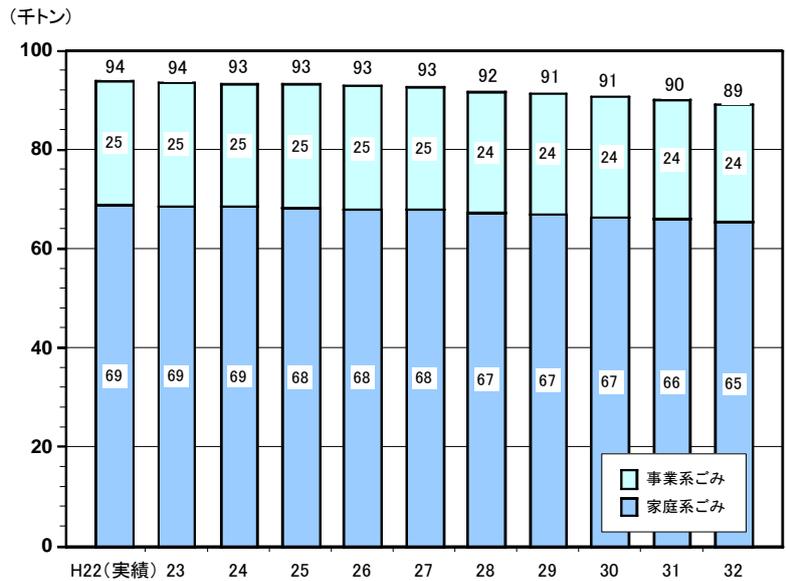


表4-1 将来ごみ発生量予測のための市民1人1日当たりのごみ発生量

	将来の市民1人1日当たりのごみ発生量（H23～H32年度）	備考
家庭系ごみ	695.4g/人/日	ごみ排出量(577.0g/人/日：平成22年度実績)に、集団回収量(115.3g/人/日：平成22年度実績)や生ごみ堆肥化容器等により堆肥化された生ごみの量(3.1g/人/日：普及台数等により推定)を加算
事業系ごみ	253.2g/人/日	ごみ排出量(253.2g/人/日：平成22年度実績)

図 4-6 将来のごみ発生量



(3) 減量目標等計画フレーム設定における課題

減量目標等計画フレームを設定するにあたり、二つの課題を考慮しました。一つは、現行の大阪湾フェニックス計画が平成33年度に終了することに伴い、次期計画の検討が行われています。しかし、環境省等から近畿圏での3Rの取り組みの遅れを指摘されており、搬入市町村（近畿2府4県168市町村）は、ごみ減量等に向けたより一層の努力が求められています。（表4-2参照）。

もう一つは、本市では可燃ごみの焼却処理は、大阪市との共同処理（行政協力協定に基づき建設された大阪市環境局八尾工場）で行ってまいりましたが、大阪市域におけるごみの減量等に伴う大阪市のごみ焼却工場の整備・配置計画の検討により、将来、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が必要となってくることも想定されます。

このことから、将来の焼却工場にかかる管理運営経費や施設整備費といった負担をできる限り圧縮するとともに、最終処分にかかる大阪湾フェニックス計画が今後ますます重要性を増してくることからも、今のうちにごみ減量化に向けた取り組みを進めておく必要があります。

表 4-2 大阪湾圏域広域処理場整備促進協議会のごみ減量化目標と八尾市の想定数値

(単位：千トン)

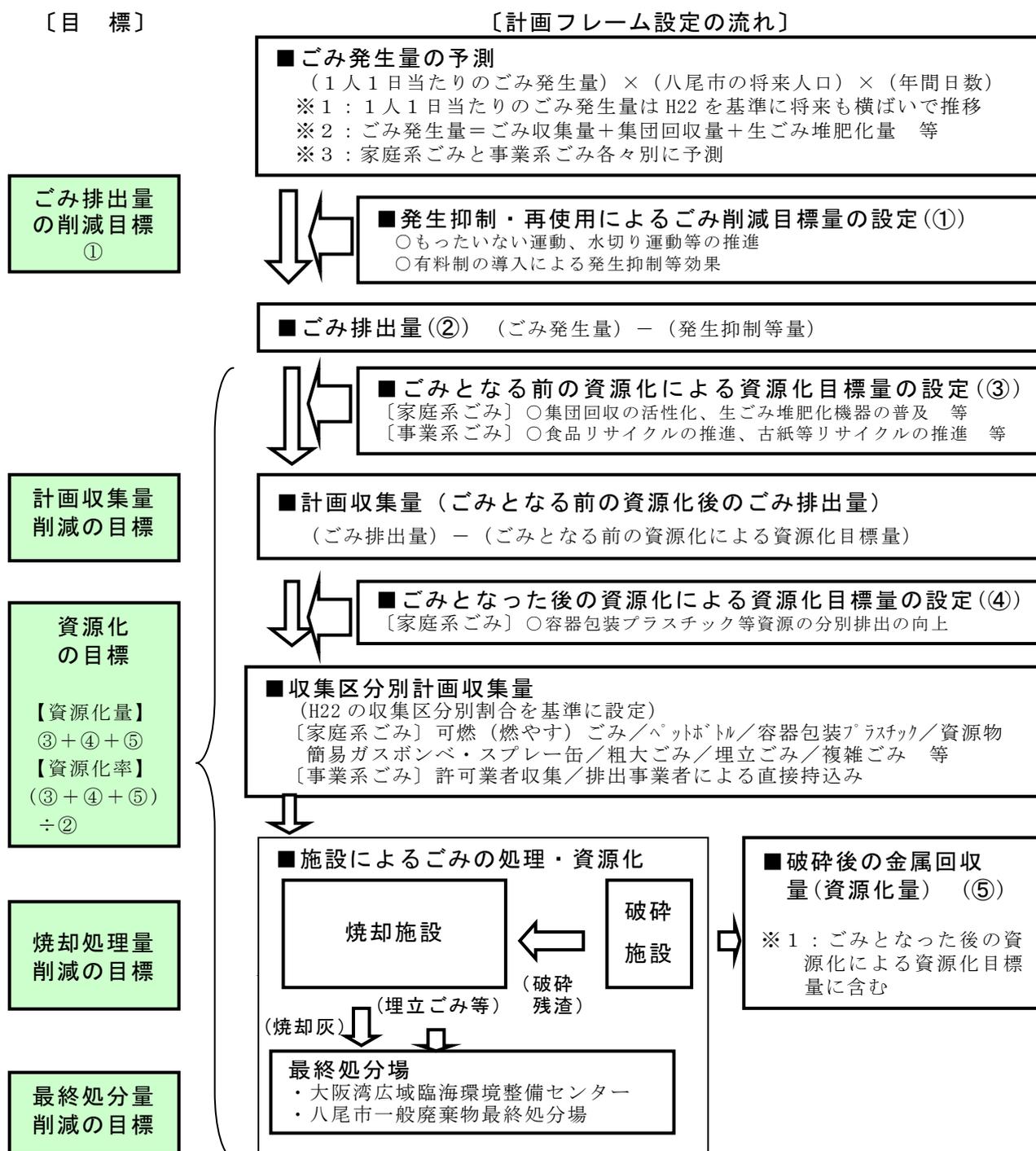
	基準年 (平成12年度)		減量化目標 (平成27年度)		備 考
	圏域	八尾市 (想定数値)	圏域	八尾市 (想定数値)	
ごみ排出量	9,841 (100%)	87 (100%)	7,381 (75%)	65 (75%)	達成すべき目標
最終処分量	1,950 (100%)	19 (100%)	780 (40%)	8 (40%)	達成すべき目標
リサイクル率	9.7%	19.2%	25%	25%	目指すべき目標

#### (4) 減量目標等計画フレームの設定

##### 1) 設定手順

減量目標等計画フレームの設定の流れを図4-7に示しました。なお、課題を解消するため、第5章で示す各施策を実施するとともに、前回の八尾市廃棄物減量等推進審議会ですでに答申のあった粗大ごみの有料制については、早期に導入することとし、新規施策の内容については今後、慎重に議論・検討していく予定ですが、目標設定については、家庭ごみの有料化を導入することを前提としています。

図4-7 減量目標等計画フレームの設定手順



## 2) 減量目標設定に関する個別施策ごとの考え方

減量目標は、基本的には、以下に示すように「市民1人1日当たりの減量目標」に、該当する年度の「達成率」（最終目標年度で100）、「当該年度の人口」、「年間日数」を乗じて減量目標としています。また、最終目標年度の減量目標設定の考え方を表4-3に整理しました。

[家庭系ごみ]

各年度の減量目標

$$= (\text{市民1人1日当たりの減量目標 : } g/\text{人/日}) \\ \times (\text{達成率}) \times (\text{当該年度の人口}) \times (\text{年間日数})$$

[事業系ごみ]

同 上

表 4-3 最終目標年度における減量目標設定の考え方

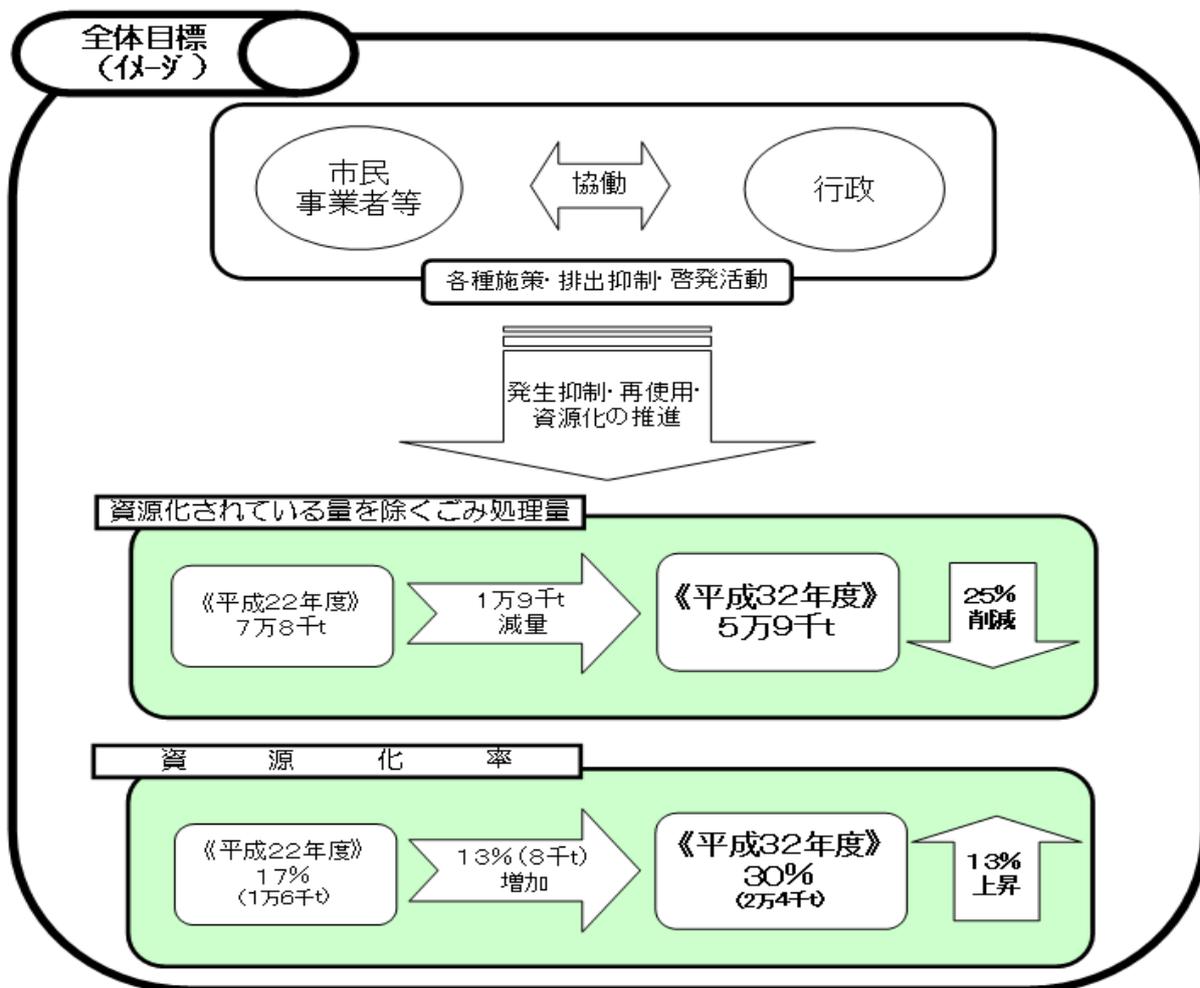
減量施策			減量目標 (最終目標年度の新規増分の目標を掲載)	設定の考え方	
発生抑制・再使用	家庭系	もったいない運動、水切り運動の展開	4.2 g/人/日 (6%削減)	家庭系ごみ(粗大ごみを除く)中に手付かず食品が約6%含まれており、半減させることで3%削減できます。また、厨芥類は約36%含まれていますが、絞る等の水切りで5~10%削減でき、水切りの浸透で家庭系ごみの3%程度削減が可能です。両者を合わせて6%の削減が可能であり、よって6%の削減を目標値として設定しました。	
		粗大ごみの有料化	7.3 g/人/日	大阪市ではH18に大型ごみを有料化し(H12.10に全市電話申告制導入)、約40%の大型ごみを削減しており、これを参考として設定しました。なお、粗大ごみの有料化は平成25年度実施と想定しました。	
	事業系	環境に配慮した事業活動の浸透	1.5 g/人/日 (6%削減)	家庭と同様に事業所も発生抑制・再使用に努めるものとし、市民1人1日当たりのごみ発生量の6%の削減としました。	
ごみとなる前の資源化	家庭系	コンポスト容器、生ごみ処理機器の普及		1.8 g/人/日 (200基/年)	H22の貸与・助成から200基/年としました。
		集団回収	古紙類	12.7 g/人/日 (81%→90%)	集団回収等の取り組みによる資源化実績量と家庭系ごみ中の資源化可能物量から、現在の市民の分別排出率を算定し、最終目標年度に一定割合まで高めることで目標値を設定しました。 ( )内に、現在の分別排出率と目標とする分別排出率を示しています。なお、市民1人1日当たりの目標値は新規増分を記載しています。
			牛乳パック	2.6 g/人/日 (22%→80%)	
			ミックスペーパー	32.9 g/人/日 ( )0%→80%)	
			古布	2.6 g/人/日 (40%→60%)	
	事業系	減量指導の強化	スーパー・飲食店	食品 6.1 g/人/日 (35%→45%)	基本的には上記の家庭系ごみの設定の考えと同じです。ただし、事業系ごみの現状把握はできていないため、農林水産省調査、門真市の事業系ごみ調査結果を参考に設定しています。目標値は、食品リサイクル法、広島市のリサイクルガイドラインを参考に設定しました。 市民1人1日当たりの目標値は新規増分を記載しています。
				古紙 4.8 g/人/日 (32%→60%)	
その他の事業所		食品	2.6 g/人/日 ( )0%→10%)		
		古紙	19.3 g/人/日 (30%→60%)		
後の資源化	家庭系	分別排出の徹底	ペットボトル	0.9 g/人/日 (73%→90%)	目標値の設定の考え方は、ごみとなる前の資源化(家庭系)と同じです。容器包装プラスチックの分別排出率については、府内でも高い分別排出率である、4市(枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市)を目標として設定しています。
			容器包装プラスチック	14.5 g/人/日 (30%→60%)	
			資源物(びん)	0.6 g/人/日 (92%→95%)	

注) 備考欄に示す目標設定の根拠は資料編に整理しています。

### 3) 減量目標

「ごみゼロ(ごみの最終処分量ゼロ)、資源が循環するまち」を目指した最終目標年度(平成32年度)の減量目標を以下のように設定しました(図4-8、4-9参照)。

図4-8 全体目標



#### 以上の減量・資源化の目標達成の成果

資源化されている量を除くごみ処理量のうち、埋立ごみを除いた焼却処理量は、平成22年度の約7万7千tから、最終目標年度には約5万7千t(25%削減)となります。

( 資源化されている量を除くごみ処理量のうち、埋立ごみを除いた焼却処理量から必要となる焼却施設の規模 )

	現在 (H22実績)		将来 (H32予測)
焼却施設の規模	300t/日	⇒	220t/日
焼却処理量	76,751t/年	⇒	57,394t/年
日処理量	210t/日	⇒	157t/日

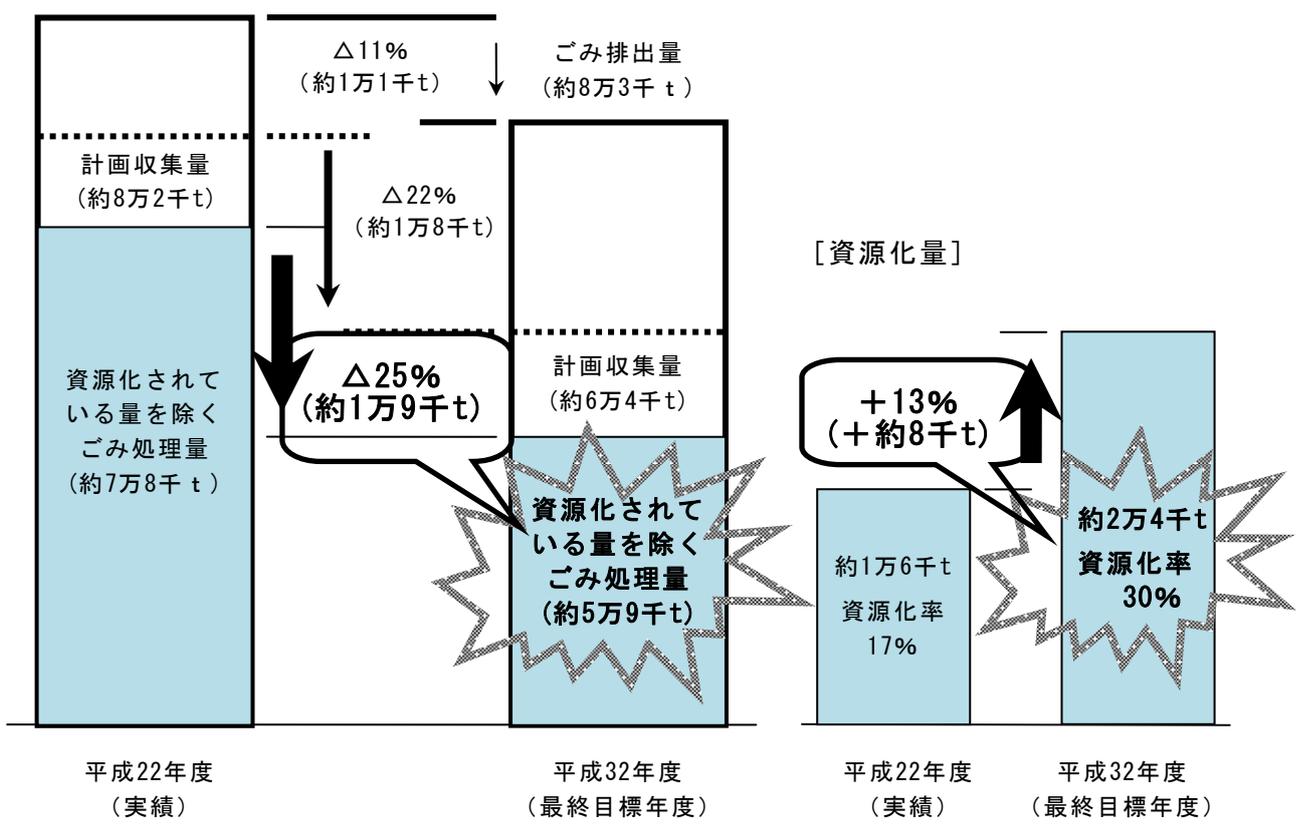
八尾市の減量・資源化の目標  
(平成22年度基準)

- 資源化されている量を除くごみ処理量を平成32年度までに25%削減し、5万9千tとします。
- 資源化できるごみの資源化率を平成32年度までに13%引き上げ、30%とします。

図4-9 全体減量目標と個別減量目標

[ごみ処理量等]

ごみ排出量  
(約9万4千t)



注) 資源化されている量を除くごみ処理量は、(計画収集量) - (選別・破碎による資源回収量) で算出しています。

(5) 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム

減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレームを表4-4に示しました。

表4-4 減量目標と計画収集量・処理量等の基本フレーム

項目	平成22年度 (実績)	目標年度(単位:t)	
		平成27年度 (中間)	平成32年度 (最終)
①ごみ発生量	94,001	92,699	89,330
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(949)	(949)	(949)
①-1家庭系ごみ(t/年)	68,906	67,956	65,486
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(695)	(695)	(695)
①-2事業系ごみ(t/年)	25,095	24,743	23,844
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(253)	(253)	(253)
②発生抑制・再使用目標値	0	5,286	6,055
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(54)	(64)
②-1家庭系ごみ(t/年)	0	4,407	4,642
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(45)	(49)
②-2事業系ごみ(t/年)	0	879	1,413
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(9)	(15)
③ごみ排出量(①-②)	94,001	87,413	83,275
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(949)	(895)	(884)
③-1家庭系ごみ(t/年)	68,906	63,549	60,844
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(695)	(650)	(646)
③-2事業系ごみ(t/年)	25,095	23,864	22,431
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(253)	(244)	(238)
④ごみとなる前の資源化目標値	11,728	18,014	19,191
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(118)	(184)	(204)
④-1家庭系ごみ(t/年)	11,728	16,089	16,103
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(118)	(165)	(171)
④-2事業系ごみ(t/年)	0	1,925	3,088
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(20)	(33)
⑤計画収集量(③-④)	82,273	69,399	64,084
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(830)	(710)	(681)
⑤-1家庭系ごみ(t/年)	57,178	47,460	44,741
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(577)	(486)	(475)
⑤-2事業系ごみ(t/年)	25,095	21,939	19,343
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(253)	(225)	(205)
⑥ごみとなった後の資源化目標値 (破碎後の金属回収も含む)	3,859	5,141	5,114
《市民一人一日当たり(g)》	(39)	(53)	(54)
⑥-1家庭系分別収集(t/年)	3,107	4,332	4,321
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(31)	(44)	(46)
⑥-2破碎施設による(t/年)	752	809	793
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑦焼却処理量	76,751	62,626	57,394
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(774)	(641)	(609)
⑧最終処分量	15,016	12,462	11,472
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(152)	(128)	(122)
⑨減量目標(②+④+⑥)	15,587	28,441	30,360
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(157)	(291)	(322)
家庭系ごみ	14,835	24,828	25,066
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(150)	(254)	(266)
事業系ごみ	0	2,804	4,501
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(29)	(48)
破碎施設による	752	809	793
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑩減量目標率 (⑨÷①)	16.6%	30.7%	34.0%
⑩-1家庭系ごみ(対家庭系ごみ発生量)	21.5%	28.4%	30.1%
⑩-2事業系ごみ(対事業系ごみ発生量)	0.0%	11.3%	18.9%
⑩-3破碎施設による	-	-	-
⑪資源化目標(④+⑥)	15,587	23,155	24,305
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(157)	(237)	(258)
家庭系ごみ	14,835	20,421	20,424
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(150)	(209)	(217)
事業系ごみ	0	1,925	3,088
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(0)	(20)	(33)
破碎施設による	752	809	793
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(8)	(8)	(8)
⑫資源化目標率(⑪÷③)	16.6%	26.5%	29.2%
⑫-1家庭系ごみ(対家庭系ごみ発生量)	21.5%	32.1%	33.6%
⑫-2事業系ごみ(対事業系ごみ発生量)	0.0%	8.1%	13.8%
⑫-3破碎施設による	-	-	-
⑬全体減量目標 (資源化されている量を除くごみ処理量の目標)	78,414	64,258	58,970
《市民一人一日当たり(g/人/日)》	(791)	(658)	(626)

注) 資源化されている量を除くごみ処理量は、(⑤計画収集量) - (⑥ごみとなった後の資源化目標量) で算出しています。

## 第5章 目標を達成するための基本施策

目標を達成するため、6つの基本方針のもと、具体的に展開する施策体系を以下のよう  
に定めました。

### I. パートナーシップの構築

- (1) 市民、事業者及び行政等の相互理解と協力体制の構築
- (2) ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実
- (3) 自治体間の連携・協力による施策の推進
- (4) 全庁的な取り組みの推進

### II. 持続的に発展可能なシステムへの転換

- (1) ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及
- (2) 資源を有効活用する事業活動の促進
- (3) 店頭等における資源回収の促進
- (4) 再生紙等の再生品の利用拡大

### III. 循環型システムの構築

- (1) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進
- (2) 循環型システム構築に向けた家庭系ごみの有料制の導入

### IV. 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

- (1) 排出者責任の定着
- (2) 事業者に対する減量指導の強化
- (3) 展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施
- (4) 食品廃棄物の資源化の促進

## **V. 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進**

- (1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進
- (2) 生ごみ減量・資源化の推進
- (3) レジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透
- (4) 分別収集の拡充

## **VI. 安全・安心なごみ処理の推進**

- (1) 資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制等の確立
- (2) 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立
- (3) 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化
- (4) 次期焼却施設の方向性についての調査研究
- (5) 最終処分場の安定的な確保
- (6) 不適正処理の防止
- (7) 廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実

## 第1節 パートナーシップの構築

### (1) 市民、事業者及び行政等の相互理解と協力体制の構築

#### 【基本方針】

ごみ減量・資源化のために市民、事業者、行政等が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を構築し、環境にやさしいコミュニティを形成していきけるように、ごみ減量推進員（地域のごみ減量リーダー）との協力体制の強化、市民と行政との情報交流の拡充、事業者と行政との情報交換や情報提供の充実に努めます。

#### 【主な施策】

##### ①ごみ減量推進員制度の拡充

- ◇ごみ減量推進員の研修等の充実
- ◇ごみ減量推進員と協力して地域のごみ減量・資源化を推進
- ◇八尾市自治振興委員会との連携を強化

#### 〔今後の取り組み（案）〕

- ・活動内容の広報の充実
- ・施設見学会等の実施
- ・学習プラザ「めぐる」を活用した環境学習会の開催
- ・排出時における啓発活動
- ・分別や減量方法等の相談員（(仮称)ごみ減量マイスター）の育成及び連携

##### ②ごみ減量・資源化に関するアイデア集の作成

- ◇市民のごみ減量・資源化に関するアイデアの募集
- ◇アイデア集の作成及び市政だよりやホームページ等で情報提供

##### ③事業者との情報交換の充実

- ◇多量排出事業者からの事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出指導、事業系廃棄物管理責任者等を介しての情報交換
- ◇八尾商工会議所との連携強化による事業者との情報交換の充実

### (2) ごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実

#### 【基本方針】

情報を共有化し、相互理解を深めるため、また、市民のごみ減量・資源化の実践行動を支援するため、年齢層に応じた媒体の活用、タイムリーで分かりやすい表現により、市民へごみ・環境問題や不用品交換等に関する情報提供の充実に努めます。

## 【主な施策】

### ①ごみに関する情報を迅速かつ分かりやすい表現で、多くの市民に提供

◇年齢層等に応じた適切な情報媒体の活用

#### 〔今後の取り組み（案）〕

- ・ 市政だよりやホームページ等の活用
- ・ ごみ減量推進員の協力による情報提供
- ・ 学習プラザ「めぐる」の活用
- ・ 自治会掲示板、回覧板等の活用

◇タイムリーで、様々な情報の提供

- ・ 施策実施後、できるだけ早くその効果に関する情報を提供します。
- ・ 廃棄物に関する処理の流れやコストをはじめ様々な情報を提供します。

◇分かりやすい表現で情報提供

- ・ グラフ、イメージ図等を活用します。

### ②不用品情報交換ボードの充実

◇不用品情報交換ボードの周知徹底と情報提供方法の改善による利用者の増加

## (3) 自治体間の連携・協力による施策の推進

### 【基本方針】

行政協力協定による大阪市環境局八尾工場での可燃ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

### 【主な施策】

#### ①大阪市との協力体制の継続

- ◇大阪市環境局八尾工場に関する緊密な意見交換と協議
- ◇大阪市との連携による、ごみ搬入監視体制の強化

#### ②自治体相互間の連携強化

- ◇災害時や施設故障・改修時の相互応援体制の確立
- ◇ごみ減量・資源化等に関する情報交換体制の充実

#### ③自治体間の連携による拡大生産者責任（EPR）等に関する事業者への要望

- ◇適正処理が困難な廃棄物への対応強化、リサイクルしやすい製品づくり等、拡大生産者責任制度（EPR）の確立を事業者へ要望
- ◇レジ袋の使用削減、包装の簡素化の推進、リターナブルびん入り飲料の販売拡大等発生抑制・再使用の拡大に向けた取り組みの要望

#### ④自治体間の連携による国・府への要望

- ◇大阪湾フェニックス計画事業の継続による平成33年度以降の広域最終処分場の確保を要望
- ◇自治体への負担が少ない内容への容器包装リサイクル法の改正等、ごみ減量・資源化や適正処理に関する法改正、デポジット制度のような新たな法制度の整備等を要望

### (4) 全庁的な取り組みの推進

---

#### 【基本方針】

ごみ減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にしてごみ減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務・事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

---

#### 【主な施策】

##### ①ごみ減量・資源化を推進する関係部門との連携強化

- ◇関係部門間の情報交換体制の充実

##### ②全庁的取り組みのための体制強化

- ◇職員研修の充実
- ◇庁内の推進体制の整備

##### ③環境に配慮した事務・事業の推進

- ◇庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- ◇K E S・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ2に基づく事務・事業の推進

## 第2節 持続的に発展可能なシステムへの転換

### (1) ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

#### 【基本方針】

事業者による設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくり、不用となった容器の自主回収の充実、一方、市民はものを大切にするライフスタイルへの転換など、暮らしを含む社会経済システムが持続的に発展可能なシステムへ転換するよう、市民、事業者及び行政で努力します。

#### 【主な施策】

##### ①拡大生産者責任制度（EPR）の確立

◇第1節（3）③自治体間の連携による拡大生産者責任（EPR）等に関する事業者への要望、④自治体間の連携による国・府への要望 参照

##### ②不用品に係るリサイクルショップ等の利用促進

◇リサイクルショップ等の情報提供による利用促進

##### ③環境に配慮した製品等の購入促進

◇エコマーク付き製品や簡素化包装の製品等の購入促進

### (2) 資源を有効活用する事業活動の促進

#### 【基本方針】

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の確立を事業者に求めます。また、事業者の資源を有効活用する事業活動の内容について、市民に情報提供を行います。

#### 【主な施策】

##### ○製品の修理体制の確立と市民への情報提供

◇事業者へ製品の修理体制の確立を要望

◇事業者の資源を有効活用する事業活動の内容を市民に情報提供

・エコショップ制度（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度）と連携します。

### (3) 店頭等における資源回収の促進

---

#### 【基本方針】

資源回収の促進を図るため、スーパー等へ回収拠点の設置等の協力を求めます。また、店頭回収実施店に関する情報を市民へ提供するとともに、回収への協力を呼びかけます。

また、公共施設等における拠点回収の整備を図ります。

---

#### 【主な施策】

##### ①発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

◇第1節(3)③自治体間の連携による拡大生産者責任(EPR)等に関する事業者への要望、④自治体間の連携による国・府への要望 参照

##### ②回収情報の提供と協力の呼びかけ

◇エコショップ制度(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度)と連携

◇ホームページ、広報紙等による情報提供と回収への協力の呼びかけ

##### ③公共施設等における拠点回収の整備

### (4) 再生紙等の再生品の利用拡大

---

#### 【基本方針】

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市民や事業者に対してこれらの商品に関する情報を提供し、購入を呼びかけます。

---

#### 【主な施策】

##### ①再生品等に関する情報提供の充実と購入の呼びかけ

◇エコショップ制度(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店制度)と連携

◇大阪府リサイクル製品認定制度との連携

##### ②行政における率先行動の実施

第1節(4)全庁的な取り組みの推進③環境に配慮した事務・事業の推進 参照

### 第3節 循環型システムの構築

#### (1) 集団回収等の自主的なリサイクルの促進

##### 【基本方針】

行政からごみの資源化の仕組みを提供するだけでなく、地域住民が連携して、また、市民と事業者と連携して、循環型システムを構築します。このため、市民が地域で行っている有価物の集団回収活動を今後も支援します。また、ごみの減量・資源化に関する実践活動を奨励するために、優れた取り組みに対する表彰や実施団体等の活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

##### 【主な施策】

##### ① 集団回収に関する情報提供等の充実

- ◇ 市政だより、ホームページ等を活用して、回収日、回収場所などの集団回収実施団体に関する情報提供
- ◇ ミックスペーパーも古紙として資源化できることを市民にPR
- ◇ 他の集団回収実施団体での取り組み事例の紹介
- ◇ 優れた活動団体の取り組みに対する表彰

##### ② 集団回収奨励金制度の継続

- ◇ 集団回収奨励金制度の継続

##### ③ 未実施地区での実施の支援

- ◇ ごみ減量推進員と協力して、未実施地区における集団回収の立ち上げ

##### 〔立ち上げのための取り組み（案）〕

- ・ 集団回収未実施地区とその理由の把握
- ・ 活動の手引きの作成
- ・ 集団回収奨励金制度の広報及び啓発（出して良い古紙や出し方の説明等）
- ・ 未実施地区の地域団体に向けた回収活動の働きかけ

##### ④ 地域住民主体の拠点回収の実施

- ◇ 第2節（3）店頭等における資源回収の促進 参照

**有価物集団回収集積場所**

収 集 品 目

※当地域の収集品目には○印が記入されています

新聞       雑誌

段ボール       古布・古着類(ウエス)

その他 ( )

◎収集曜日・時間      時～ 時

◎実施団体       実施  
雨天時  中止

リサイクル社会を育て、資源の回収とごみの減量を！

**分ければ資源 混ぜればごみ**

有価物集団回収は、地域の住民団体の自主的取り組みであり、有価物を再資源化し、ごみの減量につながるとともに地域コミュニティの形成にも寄与する大変意義のあるものです。

このことから、本市では転入者など集団回収に参加されていない方に対して、集積場所や集積時間等の活動状況を啓発するとともに、集積された有価物の抜き取り防止を図るため、交付条件を満たした希望団体に対して、右記の啓発看板を交付しています。

## (2) 循環型システム構築に向けた家庭系ごみの有料制の導入

---

### 【基本方針】

大阪湾フェニックス計画の事業継続に向け、なお一層のごみ減量の推進が求められていることや、これまで大阪市との共同処理で進めてきたごみの焼却処理について、近い将来、施設整備費や管理運営経費といった負担が必要になってくることが見込まれる中で、循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ排出量に応じたごみ処理費用の負担の公平化、ごみの処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、さらには、ごみの発生・排出抑制につながる家庭ごみ有料制の導入について、今後慎重に検討します。また、効果的・効率的なごみ処理を推進し、費用負担の軽減化に努めます。

---

### 【主な施策】

#### ○家庭系ごみの有料制の導入

##### ◇粗大ごみ有料制の導入

- ・八尾市廃棄物減量等推進審議会答申（平成20年9月4日）に基づき、早期に有料制を導入します。
- ・粗大ごみ有料制を導入するにあたって、市民が利用しやすい方法、市民から理解を得られる料金設定、導入に到る十分な周知期間の確保、不法投棄の監視体制の充実など、答申に盛り込まれた留意事項に対して十分に配慮します。
- ・不用品情報交換ボードを含め、不用になったもののリサイクルに関する情報提供の充実を図ります。

##### ◇家庭ごみ有料制の導入

- ・環境施策の展開に必要な財源の確保、ごみ処理費用負担の公平化、ごみの処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみの発生・排出抑制のため、家庭ごみ有料制について、早期に検討を行う場を立ち上げるとともに、慎重に議論を行います。
- ・家庭ごみ有料制の検討にあたっては、多方面の関係者の意見を十分に聴取のうえ合意形成を図り、議論の内容の公開などに留意します。

##### ◇効果的・効率的なごみ処理の推進

第6節(2)①効果的・効率的なごみ処理の推進 参照

## 第4節 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

### (1) 排出者責任の定着

#### 【基本方針】

事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者にあることを経営者や従業員に定着するよう努力します。また、事業系指定袋制度のあり方について検討します。

#### 【主な施策】

##### ①事業者向けの啓発活動や研修会等の実施

◇八尾商工会議所と連携して、事業者向けの啓発活動や研修会、意見交流会等を実施

◇啓発用パンフレット、ごみ減量の手引きの作成

##### ②事業者へごみ減量の基本である分別排出の浸透

##### ③情報提供の推進

◇先進的に減量・資源化に取り組む事業者の事例情報を提供

##### ④事業系指定袋制度のあり方の検討

◇事業系指定袋について、排出者責任の観点を踏まえた検証と方向性の明確化

### (2) 事業者に対する減量指導の強化

#### 【基本方針】

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出指導などを通じてごみの自主的な管理を促すなどの減量指導の強化を図り、ごみ減量・資源化を推進します。

#### 【主な施策】

##### ①事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書による減量指導の運用開始

◇事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出依頼と計画書の点検・指導

◇廃棄物管理責任者選任の義務化と責任者向けの研修会の実施

◇廃棄物管理責任者を介しての情報交換

第1節(1)③事業者との情報交換の充実 参照

◇立入調査の実施と減量指導の実施

◇優良事業所に対する顕彰制度の導入

##### ②減量指導実施体制の整備

##### ③事業系一般廃棄物の分別指導の強化

### (3) 展開検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施

---

#### 【基本方針】

事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可業者への展開検査を通じて、事業系ごみの資源化、不適正廃棄物の適正処理等について、許可業者と連携のうえ排出事業者に対して指導を行います。

---

#### 【主な施策】

- ①展開検査の強化
- ②展開検査結果に基づく排出事業者に対して減量・適正処理指導の実施
  - ◇許可業者と連携のうえ、排出事業者に対して指導

### (4) 食品廃棄物の資源化の促進

---

#### 【基本方針】

食品廃棄物のリサイクルが円滑に推進されるよう、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

---

#### 【主な施策】

- 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合
  - ◇一般廃棄物収集運搬業許可基準及び許可条件の見直し

## 第5節 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

### (1) 環境教育・環境学習、市民啓発の推進

#### 【基本方針】

市民が廃棄物問題についての理解を深め、廃棄物の減量やリサイクルに自主的・主体的に取り組むよう、地域学習会、環境教育及び環境学習を充実させ、家庭内教育、学校教育及び生涯学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識が向上するよう図ります。また、学校教育における「総合学習の時間」を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

#### 【主な施策】

##### ①環境教育の充実

- ◇環境出前講座の実施
- ◇学校の教職員とごみ担当職員との連携強化
- ◇食育と連携した環境教育の実施
- ◇市内企業、環境NPO、教育委員会、経済環境部等が連携し、子ども達のための環境教育プログラムの作成と環境教育の実施

##### ②環境学習の充実

- ◇学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- ◇環境出前講座、施設見学会、親子1日環境教室、体験学習等の多彩な環境学習メニューを市民へ提供

##### ③市民啓発の推進

- ◇市政だよりやホームページ等を活用して、分別排出徹底の啓発
- ◇啓発用冊子の充実
- ◇使い捨て商品の見直し（詰め替え商品の推奨等）キャンペーンの実施

## コラム

平成16年5月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。



年度	保育所	小学校	放課後児童室等	中学校、その他	年度計
16		5校			5校
		343名			343名
17	12園	7校	10校		29校園
	1,106名	514名	427名		2,047名
18	13園	17校	7校		37校園
	1,560名	1,366名	373名		3,299名
19	13園	14校	12校	2箇所	41校園
	1,468名	861名	520名	127名	2,976名
20	11園	16校	13校	4箇所	44校園
	1,242名	1,174名	767名	258名	3,441名
21	2園	22校	1校	6箇所	31校園
	240名	2,233名	30名	2,010名	4,513名
22	10園	26校	2校	3箇所	41校園
	1,176名	2,615名	100名	502名	4,393名

## (2) 生ごみ減量・資源化の推進

### 【基本方針】

生ごみの資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための一部助成制度等を継続するとともに、水切りの浸透、手付かず食品の削減のため、情報提供や啓発活動の充実に努めます。

### 【主な施策】

#### ①家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援

- ◇家庭用電動生ごみ処理機及びコンポストに対する助成制度の継続
- ◇生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度の継続
- ◇コンポスト容器の活用、家庭での生ごみ堆肥利活用に関する情報提供

## ②生ごみの水切りの浸透

- ◇水切りグッズモニター制度の実施
- ◇水切り方法と効果に関する情報提供
- ◇我が家の水切りアイデアの募集

第1節(1)①ごみ減量・資源化アイデア集の作成 参照

## ③手付かず食品の削減

- ◇料理教室等と連携し、計画的な食材の購入の啓発
- ◇手付かず食品に関する情報提供
- ◇我が家の食べきりアイデアの募集

第1節(1)①ごみ減量・資源化アイデア集の作成 参照

## ④八尾市の特性を活かした生ごみ資源化の取り組み

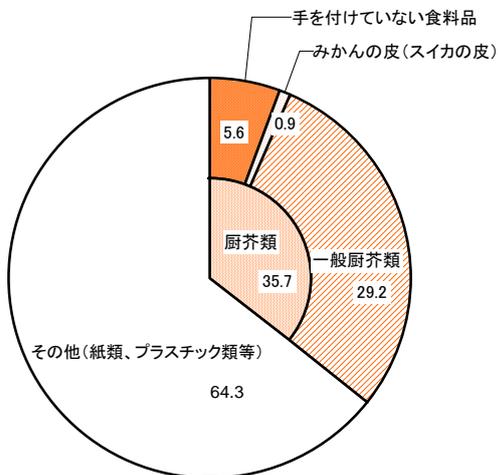
- ◇東部の丘陵部で農業が営まれている八尾市の特性を活かして、生ごみ堆肥化づくりと農産物の交換の仕組みづくりを今後検討

### コラム

#### 家庭系ごみ中の厨芥類（生ごみ）、手を付けていない食料品の排出状況

- ◆重量比では、厨芥類（生ごみ）は約36%を占め、手を付けていない食料品は約6%（厨芥類中の約16%）を占めています。

#### 〈手を付けていない食料品〉



出典：平成22年度 ごみ組成分析調査

### (3) レジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透

---

#### 【基本方針】

小売店舗のレジ袋削減運動を促進していくため、大阪府と連携しながら、事業者の各種取り組みの推進に合わせて、消費者と運動を展開します。

---

#### 【主な施策】

- ①マイバッグ持参運動のさらなる普及
  - ◇市民啓発の充実
  - ◇各種団体を通じた普及啓発の推進
- ②買物袋持参運動強化月間の市民向け啓発
- ③事業者との連携によるレジ袋やトレイの削減、量り売りの浸透
  - ◇販売店とのレジ袋削減に向けた協議の継続
  - ◇レジ袋以外のマイ箸・マイボトル持参の優遇、量り売りの浸透に向けた、認定店方式等仕組みづくり
  - ◇マイバッグ持参者に対するポイント制度の市内共通化に対する検討

### (4) 分別収集の拡充

---

#### 【基本方針】

ごみの資源化の推進に向け、また、市民・社会ニーズへの対応として、現在の8種分別についての動向調査、実施状況の検証を行います。また、国において現在検討されているレアメタル含有小型家電製品の収集についても、その動向を注視しながら、収集体制等について検討します。

---

#### 【主な施策】

- ①市民・社会ニーズ及び国の動向を注視し、現在の8種分別のあり方を検討
  - ◇新たな品目の分別収集の検討
    - ・新たな有害・危険ごみ
    - ・ミックスペーパー等古紙
    - ・レアメタル含有小型家電製品

## 第6節 安全・安心なごみ処理の推進

### (1) 資源化の推進と適正処理、市民ニーズに適した分別収集体制等の確立

#### 【基本方針】

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的な分別収集体制の確立に努めます。また、高齢化の進展等の社会の動向に対応して収集サービスの拡充を検討します。さらに、環境負荷の軽減を目指した分別収集体制の確立を目指します。

#### 【主な施策】

##### ①分別収集の拡充

第5節(4)①市民・社会ニーズ及び国の動向を注視し、現在の8種分別のあり方を検討 参照

##### ②効率的な分別収集体制の確立

◇収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的な分別収集体制の確立

##### ③社会の動向に対応した収集サービスの導入

◇高齢化の進展に対応したふれあい収集等、社会の動向に対応して収集サービスの拡充を検討

##### ④環境負荷が少ない収集車両・リサイクル等に適した収集車両の導入

##### ⑤蛍光灯・電池類等の有害物の拠点回収の検討

◇市内販売店との協力方式等による蛍光灯・電池類等の有害物の拠点回収の検討

##### ⑥爆発・危険廃棄物の収集方法の検討と適正排出方法の周知徹底

◇使い捨てライター等の爆発・危険廃棄物の収集方法の検討

◇爆発・危険廃棄物の適正排出方法について、市民に周知徹底

◇事業者に対して、使用後の処理等について考えた対応を要望

八尾市におけるごみの処理システムの現状及び将来の検討事項は、表5-1に示すとおりです。

表5-1 八尾市におけるごみの処理システムの現状及び将来の検討事項

種類		収集・運搬	中間処理	最終処分	将来の検討事項
可燃(燃やす)ごみ		市(直営)	市(委託)	市(委託)	<p>①分別収集の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな品目の分別収集の検討(新たな有害・危険ごみ、ミックスペーパー等古紙、レアメタル含有小型家電製品等)</li> </ul> <p>②効率的な分別収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的な分別収集体制の確立</li> </ul> <p>③社会の動向に対応した収集サービスの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展に対応したふれあい収集等、社会の動向に対応して収集サービスの拡充を検討</li> </ul> <p>④環境負荷が少ない収集車両・リサイクル等に適した収集車両の導入</p> <p>⑤蛍光灯・電池類等の有害物の拠点回収の検討</p> <p>⑥爆発・危険廃棄物の収集方法の検討と適正排出方法の周知徹底</p>
資源物		市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
不燃ごみ	埋立ごみ	市(直営)	—	市(直営)	
	複雑ごみ	市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
粗大ごみ		市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
臨時ごみ		市(直営)	市(直営・委託)	市(直営・委託)	
リサイクル家電		市(直営)	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づいた製造事業者等による処理とする。		
リサイクル家電 (一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のあるものに限る。)及びPCRリサイクルマークの付いているパソコン		家電リサイクル法又は資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)に基づいた製造事業者等による収集運搬及び処理とする。			
容器包装プラスチック		市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
ペットボトル		市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)		市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)	
二次電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール電池)		市(直営)	資源有効利用促進法に基づいた製造事業者等による処理とする。		
燃やすごみ		排出者又は許可業者	市(委託)	市(委託)	
破砕するごみ		排出者	市(直営・委託)	市(委託)	
埋め立てるごみ		排出者	—	市(直営)	
再生利用するごみ		指定業者	大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じて小島養殖漁業生産組合に共同処理の委託を行う。		
		排出者又は許可業者	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた事業場で処理を行う。		

## (2) 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立

---

### 【基本方針】

収集業務等に携わる職員が自らごみの減量・資源化推進の担い手として、市民への啓発と指導に当たれるよう、職員の資質を高めます。また、一般廃棄物会計基準によるごみ処理費用の他都市との費用比較を行い、ごみ処理事業の効率化を検討します。

---

### 【主な施策】

#### ①職員自らが考え取り組んでいく職場づくりと職員研修の実施

#### ②効果的・効率的なごみ処理の推進

- ◇一般廃棄物会計基準によるごみ処理費用の算定と他都市との費用比較による、ごみ処理事業の効率化の推進

## (3) 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と施設等の延命化

---

### 【基本方針】

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、破碎施設での事故防止に努めます。

また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

大阪市環境局八尾工場については、大阪市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

---

### 【主な施策】

#### ①八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底

#### ②爆発・危険廃棄物等対策の推進

- ◇爆発・危険廃棄物等の搬入に対する監視体制の強化
- ◇市民・事業者への適正排出の周知徹底

#### ③大阪市環境局八尾工場の維持管理の徹底

- ◇大阪市環境局との連携強化
  - 第1節(3)①大阪市との協力体制の継続 参照
- ◇搬入時の展開検査の強化
- ◇八尾工場地元連絡協議会の開催
- ◇環境モニタリングデータの公表

#### (4) 次期焼却施設の方向性についての調査研究

---

##### 【基本方針】

本市の次期焼却施設の方向性について、新たな処理技術を含め、将来の可燃ごみの処理方法について、長期的視点を持って調査研究を進めます。

---

##### 【主な施策】

- ①新たな処理技術を含め、可燃ごみの処理方法についての調査研究
- ②次期焼却施設の方向性についての調査研究

#### (5) 最終処分場の安定的な確保

---

##### 【基本方針】

本市の埋立ごみの処分を担っている八尾市一般廃棄物最終処分場については、代替地の確保が困難であることから、埋立ごみの適正排出の周知徹底により、延命化を図ります。また、将来における最終処分場としての機能を確保するため、大阪湾フェニックス計画事業の継続を要望するとともに、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減に努めます。

---

##### 【主な施策】

- ①埋立ごみの適正排出の周知徹底による八尾市一般廃棄物最終処分場の延命化
- ②大阪湾フェニックス計画事業の継続による平成33年度以降の広域最終処分場の確保を国・府へ要望  
第1節(3)④自治体間の連携による国・府への要望 参照
- ③ごみの減量・資源化の推進による最終処分量の削減

#### (6) 不適正処理の防止

---

##### 【基本方針】

警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロールや連絡体制を強化し、また、地域コミュニティを充実することにより、不適正処理を行わせない環境づくりを進めます。また、不適正な処理を発見した際には、迅速かつ厳正な措置を行います。

---

##### 【主な施策】

- ①散乱ごみや不法投棄に関する啓発
- ②警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロールの実施
- ③不法投棄対策会議の開催

- ④不法投棄監視モニターの設置
- ⑤不法投棄物処理体制の拡充
- ⑥道路・公園等の美化の推進
- ⑦空き地等の不法投棄防止対策（不法投棄多発場所の環境改善）の推進

#### （7）災害時における廃棄物処理対策の充実

---

##### 【基本方針】

地震、水害等の災害に伴い、市民の避難場所から生じるごみやし尿処理、災害復旧時のごみやがれき処理に迅速に対応するとともに、災害時の収集業務、中間処理施設、最終処分場での危機管理マニュアルの整備等、災害時における廃棄物処理対策の充実に図ります。

---

##### 【主な施策】

- ①収集業務、中間処理施設、最終処分場での危機管理マニュアルの整備

# 第6章 計画推進のために

## 【基本方針】

本計画の目標実現にむけて、ごみ減量・資源化、適正処理等の事業を着実に推進するため、P D C Aサイクルに基づき計画の進行管理を行います。

また、計画推進のための体制を充実します。

## 【主な施策】

### ① P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理

◇本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画、施設整備基本計画等を策定し、具体的な施策を実施

◇本計画を実行していくとともに、K E S・環境マネジメントシステム構築の経験を活かし、適宜、取り組みや施策の進捗状況について、点検・評価・再構築し、より一層の環境改善にむけた取り組みを継続的に展開

◇進捗状況の点検・評価については、市政だよりやホームページ等で公表

### ② 計画推進体制の確立

◇庁内関係各課、関係機関との連携を強化するなどにより、計画推進体制を充実  
第5章 第1節（4）全庁的な取り組みの推進 参照

